

平成29年第3回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成29年9月19日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |       |     |       |              |
|-------|-----|-------|--------------|
| No. 4 | 13番 | 佐藤富男君 | (P 53～P 75)  |
| No. 5 | 7番  | 藤田節夫君 | (P 76～P 95)  |
| No. 6 | 1番  | 松田隆志君 | (P 96～P 100) |

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君      2番 高橋廣志君      3番 真船正康君  
 4番 鈴木勝久君      5番 欠            員      6番 南館かつえ君  
 7番 藤田節夫君      8番 金田裕二君      9番 秋山和男君  
 10番 矢吹利夫君      11番 上田秀人君      12番 後藤 功君  
 13番 佐藤富男君      14番 大石雪雄君      15番 真船正晃君  
 16番 白岩征治君

・欠 員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	真船 貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
参事兼 建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農業委員会 事務局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁を含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第4、13番佐藤富男君の一般質問を許します。13番佐藤富男君。

◇13番 佐藤富男君

1. 佐藤正博村政の16年を振り返る

○13番（佐藤富男君） おはようございます。

通告順に従ってというか、今回の一般質問は1点のみでございますので、村長の16年間、この政権運営、行政運営について、ここで振り返り、また、いわゆる村民の方々にも、この16年間はどのような村政であったのかということを知っていただきたい。こういう情報公開、行政の透明化という観点から、今回は一般質問をさせていただきたいと思っております。

そしてまた、今回の一般質問で、恐らく村長と私は、こういった1時間半をかけての議論は最初で最後になると思っております。そういう気持ちで村長に質問いたしますが、村長も思い切り、16年間、ご自分の評価、そしてまた自慢話、何でも結構ですから、どうかお話しして、そしてどんどん宣伝していただきたいと思います。また、私は、議会、二元代表制という観点から、議員としての立場から、村長の評価をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。これは、あくまでも個人的感情ではなくて、首長と議員という、いわゆる二元代表制の中でやることでございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

また、今日も私、議会報告を出させていただきましたけれども、西郷村には以前からですが、脅迫、おどし、そしてあることないことを書いたり、そういったはがきをよこしたり、手紙をよこしたり、本当にこの村は今、危機に瀕していると私は思っております。

そして、先日も、ある地区の方が私の家に来られまして、お話しされました。「佐藤議員、俺の隣近所、佐藤富男議員の名前を出すと、みんな大変なんだ」「何がですか」「佐藤富男が西郷村のがんだ。村長が仕事やりたいのに、みんな佐藤富男が反対して何もできないんだ。そういうふうどこに行っても言われる」、そういうお話をお聞きしました。

それは何を指して言っているのかわかりませんが、いわゆるそういった風評、

私からすれば風評を垂れ流す。今回、私のところに脅迫状をよこした者、そしてまた議長に対してもああいった、本当に下劣な、そしてわけのわからない低次元の脅迫状を出す人間の方々がこの村にはたくさんおるといことです。これを一扫して、そしてこの村が真に自分の言葉で自分の気持ちを話せる、そして子育てができる、そして老後が暮らせる、そして本当の笑顔で暮らせる村づくりにしなきゃならない、そういう新しい時代をこの村につくらなきゃならない、私はそう思っております。

そういう観点からすると、やはり行政も新しく生まれ変わらなきゃなりません。村長がこれからどのような形で進退をお決めになるかわかりませんが、引くにしても行くにしても、今までのようなこういった村民を愚弄し、議会を愚弄し、そして脅迫状です。このような村は絶対に許すことはできないし、これを一扫すべきなんです。これは、議会であれ、首長であれ、私は一緒だと思います。

そういう観点から今回、私も私なりに、そしてまた私は、私以外のいわゆる野党と称される議員、こういった方々の名誉のためにも、今回はこの一般質問を通じて、村民の皆様方に真の我々の活動、そして議会というものも知っていただきたいと思っております。

先日、自民党の安倍総理が、いわゆる衆議院解散をして、10月22日を目途に総選挙をするという決定を判断をされたようでございます。今、北朝鮮のミサイルが飛んできて、いつ有事が起こり、そういったJアラートが鳴った不安なときに、なぜ衆議院選挙をやるか。これは、常識的な考え方からすれば、我々は考えられない、私はそう思います。しかしながら、安倍さんがどうしてそういう選挙をするか。これは、とりもなおさず政権、権力、この政権をとらんがためには手段を選ばず、そういうことだと私は思っております。

そういう観点からすると、小さいですけども、我が村にもそういった政権を維持する、自分たちの既得権益を守る、そのためには何でもする、手段を選ばず政権を守る、そういったことがこの西郷村にもあるのではないかなど、非常に私も危惧をいたしております。

やはり、村長にここでまずお伺いをいたしますけれども、本当に村長が今まで16年間、当時、収入役から村長になられて、初めてここで就任されたときにご挨拶いただきました。それで、私も一議員として、そこで村長のお話をお伺いいたしました。恐らく、その当時の村長のお気持ちと今のお気持ちでは、相当変わったなというふうに私は思っているし、また、変わって当然だと思います。政権を16年間担うわけですから、さまざまなことで変わってくると思いますが。

当時、村長は1期目のときに、「笑顔のある村づくりをする」、そういうようなお話をされました。果たして、村長がこの「笑顔のある村づくり」、この16年間でなし遂げられたのかどうか。この辺について、村長の所信をまずお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 13番佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

本当に総括をせよということでございまして、思い起こしますと、平成11年の3月議会でしたですかね。ということで、思い起こしますと、気持ちは変わったのかということですが、変わっておりません。やはり、私は、一般職員からということがありますので、地方公務員の何たるかとかについては、ずっと研修を通じて、あるいは実務を通じて勉強してきたというか、そうさせていただいたということで、まことにありがたいことでもあります。そこが、いわば議員言うとおりに、ほかの社会を知らないんじゃないかと、ウイークポイントでもあったわけでありました。

そういうことでもありながらここまで来られたということは、1つは本当に感謝ということ以外はありません。議員は、最後の一般質問になるからという話ですが、しかし、文化協会の会長とかいろんなことをおやりになっていて、この中では、私が収入役のとき、議長でしたよね。一緒にいろんなところ行って、あのとき話したことも特別変わったことじゃなくて、いわばこの日本、あるいは福島県、あるいは西郷村といったポジションにおいて、今後どうなっていくんだろうということを頭に描いて、いろいろ行動した。言っていることも、やっていることもそんなに差はなかったということでもあります。

この16年間、本当に笑顔の村政が実現できたのか、自分の判断というのはなかなかできないわけでありました。湯水のように、1つ達成できれば、また次の問題が出てくる、いろんなことがあって、理想は追いつけていくもんだというものではありませんが、しかし、懸念材料もいっぱいあります。

生活保護者といった世帯が増えている、ただ人口が増えている、あるいは子育て、昨日も敬老の日で、新聞に出ていましたですよ。金山町ワーストワン、ではベストワンはどこだ、西郷村、郡山、大玉という順で出ていた。少子高齢化というメガトレンドの中において、どういった位置を占めていくのかということが、どういう形で出てくるんだろうというマクロ論からいえば、そういうところに来たのかなということもあります。

ただ、それは、私という16年間ではないだろうというふうに思っております。先輩諸兄、あるいは議員、あるいは村民の皆様方が一致協力して今の西郷村をつくっていただいた。これを、では、福島県のほかの町村会とかでいろんな話をしますと、何がそれをさせてきたのかなというふうにいいますと、やはり国土軸上の重要な点にあって、新幹線、インターチェンジといったものが既にあるのではないかと。もちろん、地形的にも、国立公園とかいろんな要素があります。

そういうことの中において、人生80年、何代も私の先輩諸兄、皆様方も先輩諸兄がいるわけです。そのトータルが多分、今になっているんだろうというふうに私は感じているわけでありました。笑顔ということは、はじけるような笑顔は、この前、まきば保育園の運動会ありましたね。あそこに集まった方々、宝拾いに出てくださいと出てきた皆様方、何を考えていたのかというふうになりますと、自分の人生がどう、ご苦労もあったでしょうし、あるいは敬老会というところも尊敬すべきだという点がありましたが、一様にあそこにいた方々は、やっぱり孫、曾孫、そういったこと

がうまく順調に育っていきけるのかどうかといったことも含めて、いい環境を我々はつくってきたのかということ、ああいう場面において、私は自己に対する問いかけをしているわけでありませう。

やはり、予断を許さない、あるいは行政は緊張の連続、いろんなことがあります、西郷村の幸福最大をどう生み出していくのかということにおいて一番わかりやすいのは、言われたとおり笑顔ではないかというふうに私も思っておりますので、それはやはり私自身がこうだと言うよりも、村民の皆様の判断になっていくのだろうというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の再質問を許します。

○13番（佐藤富男君） それでは、笑顔のある村づくりについては、本人ではなくて、村民が評価をすべきだろうということで理解をいたします。

それでは、笑顔をつくる村づくり、この村づくりのためにどのような政策を持って、どのような努力をされてきたかの、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 「笑顔と活力」と、私は選挙のときにテーマを出しました。これはスローガンであります。何を込めていたのかということ、あのときにつくり出した根源は、やはり活力と笑顔、活力というのは、言うまでもなく、一人の人生において健康であること、そしてエネルギーみなぎること、若い力もありますよね、あるいは今申し上げているピンピンキラリ運動でもあります。活力こそが個人、あるいは法人、あるいは産業、あるいは芸術文化、いろんな意味でやっぱり上昇、オーバーアチーブメントというか、目標を高く掲げて、そこに到達するという意欲と活力を導き出すだろうというふうに思っているところの活力であります。

笑顔というのは、この西郷村の村民の最大幸福は、やはり、これまでNHKスペシャルで、戦後70年を迎えて、これからの日本どようになっていくんだらうと、シリーズで何回もNHKでやりました。あそこの最初に出てきた動画は、戦後の荒廃。戦中を乗り越えて、戦後ほどなくして結婚する、そのときの問題は、1つはやっぱり食料であります。その次には経済力、どこに就職をするんだと、仕事を提示する。さらに、結婚する。結婚したときに住宅の問題、あるいは結婚すると子どもが生まれる、子どもの教育の問題。それから、産業が右往左往しないで、世界に伍して日本の活力、少資源で加工貿易立国、技術立国、そういったものがうまくいくのかという問題と同時に、経済力、さらには医療、介護、福祉、そういったものの問題、さらには教育の問題ですね。人生の一番最後に人は何を望んでくるんだらうと。

先週、BS1のスペシャルやっておりました。2時間スペシャル「ラストドライブ」であります。あれをごらんになった人もいっぱいいるだらうと思います。人が生まれ落ちて、そして結婚して、子どもを育てて、そして社会貢献、みずからの家庭をつくり出していった、その果てにあるものは、やはり自分が幸福であったかということで、何をしたいですか。

ドイツは、1つ、やっぱりラストドライブ、人生最期をどこに行きたいか、何をし

たいのかということをやするボランティア組織があるそうでもあります。こういったことが人生の、生まれ落ちてから終わるまで、本当にいい人生であるということをや、やっぱり示しているわけでもあります。なかなか、しかし、それは国家という部分ではまだなし得ない、北欧等はともかく。しかし、それは誰が補うのかとなりますと、支援ボランティア団体がいっぱいあるのであります。

こういったものが、地方創生の中において、福島大学副学長清水教授が最後に申されたコミュニティ論とか、そういうことにかかってくるわけでもあります。

やはり笑顔と、あるいは活力といった中においては、人生の最大幸福を牽引する切り口がいっぱいある。全ては今の行政と結びつく。そこで、やっぱり選挙公約とかいろいろつくりました。あれは、いわばこの村の総合計画、全ての方位において過不足のないようにということをしているいろいろな考えてつくったわけでもあります。

施策の全容については、全般に及ぶわけではありますが、この中において、今まで14期の中においては、1つは、最初の第1期目というのは、今考えてみますと、やはりいろいろ困難があつて、いっぱいありました。いわば借金をどう返すのかと、そういった時期でもありました。2期目は、平成20年でありますので、甲子トンネル開通とリーマンショックのあらわれであります。第3期目は、3・11であろうというふうに思います。除染も含めて。

それから、4期になりますと、やはり地方創生に、いよいよもって風評を整理して、そして地方創生と、この西郷の具体的なこれまでの積年の望みをつくり上げていくということに今、日本がなっているわけでありまして、メガトレンドの中における少子高齢化と国際化、そういったものに対する大きな流れをどう食いとめていくかということをや西郷村なりに、地元の利点、そういったものを使って、束にして、1,719プラスアルファの全国の自治体といわば競争であります。それにどう伍していくかということが、やはり新しい今後の問題になってくるのかなと、今思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私のお聞きしたのは、いわゆる笑顔のある西郷村づくりをするためにどのような政策、施策をやつてこられたのかと、努力をしてきたのかということでございましたけれども、今のお話ですと、今、国政というか、いわゆる村のことについての具体的なものがなかったし、また、一般村民はお聞きしても恐らく理解できないことだったと思います。しかし、これはいつものことでございますので、これはこれとして、前へ進めないと、時間の関係もありますので、前に進めたいと思います。

この行政運営をしていく中では、一番重要なのは、財源をどうするかということがまず根本的な問題でございまして、これを解決しないことには全てが進まない、そういうことでございます。

村長は、この財政運営の中で何が一番重要かなというお考えか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 財政運営の一番のウエートを置く部分であります。1つは、サシ

ラブ、持続可能であって途切れてはならない、立ち止まってはならないということがあります。そのためにはということで、議員もいろいろ調べられていると思いますが、やはり義務的経費をどう抑えていくのかなど、あるいは活力を生み出す社会資本の整備のための財源はどう確保していくのかということがあります。

今の段階は、やはり地方交付税の行方であります。国家の一番の問題は、やっぱり1,000兆円を超えた借金がどう……（不規則発言あり）はい。この1,000兆円の借金というものがどのように地方交付税に連動しているのかということでもあります。地方交付税は、最初は平衡交付金と言われて、日本の地方自治体、あの段階では3,000、4,000、5,000、いっぱいあったと思います。その段階では、日本国民ひとしく、憲法25条にあるように文化的な生活を享受させなければならないという前提において、地方交付税が生まれてきた。その後のいろいろな幾多の変遷があります。

この戻りとなる地方交付税の原資であります。国税、村税の32%、今はそれに消費税も加わって、財源はもう少し頑張っていこうということでもあります。実はマックスではもう国税は減ってきて、地方交付税を配り切れない。どう国はしたかとなると、借金をしたわけです、特別会計つくって。一時期50兆円を超えた。これはどうにもならないということで、地方交付税は減りましたですね、15兆円。あの段階に、実はショックがあったわけであります、大ショック。

地方交付税は一般財源でありますので、一般財源を振り分けするのに、やっぱり義務的3つの問題、人件費、公債費、扶助費。扶助費は今後とも増えていくだろうという予測が立ちます。これがオーバーした場合は、それで全部を超えた場合は、投資的経費に回らない。要するに、村独自の財政ができなくなることがありますので、地方交付税がうまく今後とも、国家としてその財源を確保し、さらに公平な配分ができていきますようにということを、やっぱり一番頭に置いているところであります。

ただ、その中において、西郷村は平成17年度から平成21年か22年は、不交付団体になりました。あれは、福島県の地方自治体の中においては、原発を除いては西郷村は特異な存在であったわけです。要するに、愛知県と似ている。原発以外の税が上がったということがありますので、そういったものをどう今後とも目指していくのかという、いわば財源上の2つの方向性が西郷村にはあるというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 確かに、村長のお話は長いんですが、結果的に何を言わんとするか、これは私があまり理解できないんですから、恐らく行政にかかわりのない一般村民の方々は、なおさら理解できないんじゃないかなと思います。

ここで、総務課長に私から言うと、ちょっと何かまた、佐藤富男が議会を、村長をいじめているとか、また、うそをついているとかと言われてちゃ嫌ですから、総務課長、今、平成28年度の決算認定のことをやっておりますが、平成28年度決算の単年度の実質収支の状況をちょっとお話ししていただけますか。（不規則発言あり）それじ



や、企画財政課長、よろしく申し上げます。単年度収支、お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 13番佐藤議員の質問にお答えいたします。

平成28年度の実質単年度収支につきましては、3億796万7,000円のマイナスということでございます。（不規則発言あり）赤字です。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私もわかってはいたんですが、私から言うとまたね、何かいじめているのではと言われるのは嫌ですからお話ししたことで、これが現実なんですね。

それで、振り返ってみたいと思いますが、また、3億円の単年度収支の赤字プラス、平成28年度のいわゆる経常収支比率が93.9%になっていると。これは80%を超えると、やっぱりイエロー、もうまずい。90%を超えるということは大変なことなんです、村は93.9%になってみて、非常にいわゆる投資的経費を使えない状況に陥っていると。

私もちょっと簡単に調べてみると、村税38億円ぐらいですか、その上、今度、中で公共下水道、集落排水、一般会計の単年度のいわゆる村債返済金が10億円を超えている、結果的にそうなっているんですね。決して村の財政は豊かでもないし、非常に落ち込んでおきます。

これは、村長、申しわけないですけども、これは事実関係として言わせていただきますが、鈴木義一村長時代ですと、経常収支比率が73%から77%、鈴木平作村長時代で経常収支比率が一番低いので60.4%、高くても76.3%なんですね。菊地国雄村長の経常収支比率一番低いのが、鈴木平作村長から引き継いだ翌年の平成2年ですか、このときに55.1%であり、最大でも79.2%、80%にはいってなかった。平成13年に菊地村長が終わって、平成14年度から佐藤村長にかわって、突然急に84.3%に経常収支比率が上がってしまったということです。

その後、今度平成17年、今言われましたけれども、ある村の大手の企業が2,000億円を超える、いわゆる設備投資をされたということも含めて、償却資産税関係がべらぼうに入ってきて、地方交付税も不交付団体になったという、これは5年間、要するに今、償却年数5年ぐらいだと思んですが、ということになってきたということがあって、このときには最低56%で、最大でも75%になってきたと。

それが終わった翌年、いわゆる償却資産税が終わった翌年については、今度は経常収支比率が84.5に上がり、そこから今度80%台をずうっと継続してきて、平成28年には93.9%、非常に財政的にはゆとりのない佐藤村政になってしまったというのは、これは事実だと私は、数字を見る以上はそうだと思います。

そういう中で、私は以前から、財政運営を行う上で、やはり安定した財源を求める。そして、その財源を求める一番手っ取り早いのは企業誘致じゃないかということで再三企業の誘致。企業が誘致されますと当然、それに伴う雇用が拡大される。雇用が増えたと、学校が終わっても、この西郷村に帰ってこられる。そして、ここで子育てが

できる。そういう、いわゆるじいちゃん、ばあちゃん、子ども、孫がみんなが一緒に住める、一つ屋根の下で住めるためにも、これは雇用の誘致が大前提であるわけです。

この企業の誘致について私は再三言っておるけれども、村長はこの16年間、企業誘致はゼロということであり、これについて、私は非常に一番の懸念というか、村長に対して失望しているところがございます。そしてまた、我々も同僚議員も、村長に再三企業誘致やる、それによって安定財源を増やし、そしてまた雇用を増やして、西郷村に生まれた子どもたちが西郷村で育って、そしてここで住んで、そしてここで生涯を終えるということをするためにも必要ですよと言っているけれども、これはできない。これは、非常に私は大きな問題であると思っております。

その16年間、企業誘致が1社もなかった、この理由について村長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） だんだんわかりやすい話になってきましたですね。選挙のとき、何もしない村政とか、いっぱいピラが立ちましたですよ。要するに、村をよくしようというのは、今の話でそのとおりなんですけれども、やはり事実をちゃんと伝えないと、さっき冒頭、議員も申されたとおり、いろいろありますね。だから、やっぱりちゃんと言わないとだめなのかなと思っておりますので……（不規則発言あり）はい。では、ちゃんと申し上げます。

企業誘致はそのとおりです。新たな企業を誘致して、誘致する場合は、何で来るんだろうと、いろいろさっき申し上げた条件があります。西郷村は水がいいとか、ありますよね。

今の問題はどうなっているのかということになりますと、やっぱり有効求人倍率がもう大変です。ご存じのとおり、人が集まらないという状況になっています。オリンパスさんとか、あるいは三菱ガス化学とかいろいろありますが、なかなか人が集まらないと言っている。なおかつ、今の国勢調査を見てくると、働き盛りの人は昼間はほかから西郷へみんな来て、今の西郷産業を思って応援していると、産業を動かしているという状況にあります。

産業が本当に、企業誘致は大事なんですけれども、働き口をどうするか、それもより高質な働き口をつくろうと、それが1つの狙いであります。

企業誘致というのは、この前も県知事と東京で企業立地懇談会やってきました。1つは、やっぱり優良な土地がありますか、あるいは企業誘致のための人材、働く人はいますか、それを支えるいろんな条件はいいですかということがお聞きしたいわけで、1つは、関連会社というか、有効で取引のある会社はないか、要するにロジスティクスが短くなるためにという意味があったりして。

ということを考えてきてこれまでやってきましたが、事実はやはり新規は2社です。それから、新增設がいっぱいあって、なってからこの十何年を振り返ってみますと、やっぱり500人近く新規採用が増えていますので、こういう点については、要するに新規ということと増設といったことが肝心です。

1つは、やはり会社の業績が優良であって、へこまない。なおかつ、新たな国際社会に打ってできる産物を生産できる。ご存じの会社が、西郷村には本当にありがたいことですね。なおかつ、そのトップの方々が非常に友好的であります、西郷村については。まことにありがたい。これまでの蓄積の法人の税金の積み方、驚くべきことです、何百億円も入っております。まことにそういう循環がありますので、天下に冠たる会社群がだんだん大きくなって、なおかつ優良な社員を募集していただく、そしてなおかつできるだけ終身雇用でということ、いい人生の本当のよすがにしたいとありがたいというのがありますので、やはり1件もないということじゃなくて、実はいっぱいあって、そういうことで人口も増えているのかなと、あるいはということが言えるんじゃないかというふうに私は思っているところであります。

なおかつ、いろいろ申し上げたいのは、世界経済に組み込まれた日本の産業が、どのように今後やっていくのかと。今の東芝と色々な半導体の話、新聞に出ていますよね。結局、世界の中の何%が日本で作って、それが今後とも今までいくのかと。シリコンサイクルと言われるように、4年たったらもう全てが変わるような世の中、あるいは自動車もこれからどうなるかわからないと。レシプロからEVに変わる、ドイツもイギリスも中国も言い始まったということで、産業は大きく変わるだろうということも言われております。

よって、こういったものをちゃんとR&D、研究する、そういった産物をつくる、そういったところの研究機関をつくっていく、これを西郷にも今、研究所を本当につくっていただいております。まことにありがたいというふうに思っております。それは、産学官全て手を組んでということでもあります。

西郷は、3・11以降の医療とか、あるいはロボットとか、あるいはそういった部分との関連もありますので、そういった部分でのシェアリングといいますか、持ち合いをして、なおかつ完成品で世界を席卷するといった部分が伸びてくれば、まことにありがたいというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私は、どうして16年間、村長が企業誘致1社もできなかったのかということの、その理由についてお聞きしたんですが、今の答弁で全く私はわかりませんし、伝わってきません。また、村民の方々もそうだと思います。しかし、時間の関係もありますから、それ以上、それが村長の答弁ということに解したいと思えます。

そしてまた、実際のところ、この企業誘致、平成17年からのいわゆる法人税、償却資産税の固定資産税ですか、大幅に伸びて、地方交付税の不交付団体になったと。ところが、平成28年は法人税の税率の引き下げもあるんでしょうが、村にとって、平成27年度に9億6,279万6,000円あった法人村民税が平成28年度には5億5,882万4,000円になって、実質4億397万2,000円の減額になって、58%になってしまったと。そういう厳しい現実を踏まえたときに、一日も早く企業等の誘致を進めて、財源を確保していかなければならないと思うわけであります。

実際に、現実にかような財源不足を補うために村長がやってきたことというのは、いわゆる基金取り崩しが私は一番大きいのかなと思います。あと、村債ですね。

その基金取り崩しの中にも、こういうこともあります。西郷第一中学校の体育館建設、それから学校建設の段階なんですけど、これが本当は防衛庁とかさまざまのところから根掘り葉掘り、いわゆるいろんなこねを使って、補助申請をして補助金をもらえばいいんでしょうが、あれは90%を超える、いわゆる村単事業的なものになってしまったと。その財源がどこにあるのかというと、教育施設整備基金、平成20年ごろには7億4,000万円ほどあったんですが、これが数年で170万円になってしまった。全部食い尽くしちゃう。しかしながら、条例には3億円を教育基金として残すというものなんですけど、この基金の原資ですら全部取り崩して、西郷一中体育館をつくったわけで、これは決して行政運営としては私は好ましいことではないと思います。そういったことから、やはり私は財源をいかに補うか、いかにつくるかということに専念しなければならない、そう思います。

そういう中で、実は大変な問題ありまして、以前、A. T. カーニー、村にコンサル料6,000万円支払ってくれと、そして最終的には数億円になるという話を聞いていましたけれども、これが来れば、6,000万円払えば、夢のような企業がいっぱいあって雇用を図れるんだという話を村長されました。ただ、我々というか、その当時の同僚議員、多数の方々が、このA. T. カーニーの話、これは白河市ではお断りした。下郷町でもお断りした。そして、西郷だけがこの6,000万円を払って契約しようとした。周囲のみんな誰もが心配していた。

そして、実質的にこのお話を聞くと、何の裏づけもない、そしてまた、企業とも会ってない。何の裏づけもない中での6,000万円支出、これは時期尚早だから、もうちょっと内容を調べて、きちんとして途中で契約すべきだということで、我々はこの6,000万円の予算編成には反対した。そしてまた、ましてや国も県も、この原資となる復興交付金ですか、これについての法案も予算も全く未知、決まってない段階で6,000万円支出しようとした。だから、我々は反対した。

しかしながら、この我々の反対したことについて、村会議員選挙のときにですが、ある議員が路上でこういうふうなお話ししているんですね。いわゆる反対した私を含め、同僚議員全員だと思ってるんですが、私達を、村長を支持する議員さんだっと思ってるんですけども、こう言っているんです。我々に対して、「何でも反対、反対のための反対、議員という既得権の上に居すわり、何もしない」、そういった意見を数多く聞きました。

3年ほど前になりますが、村長が議案を提出いたしました。アメリカのA. T. カーニー社という超一流の会社、日本法人でございますが、その会社と委託契約をするということでございます。その契約の内容につきましては、企業の誘致などがございまして、否決されたことによって、放射能の被害で、風評被害であえいでいることによって、そういった方々の夢を奪ってしまった、そんな議会であってはならない。いわゆる我々がそのA. T. カーニーによる企業誘致を潰したと、そのように言ってい

るんです。それを堂々と、選挙のときに街頭からお話しされている。ということは、私たちが結局悪者で、それに反対した者は悪者で、進めた村長はいい人ですよというふうに言っているんですね。

では、本当にこれ、A. T. カーニーのお話が真実どうなったのか。このことについては、やはり村長も私も腹を据えて、これはお話ししなきゃならない。そうしないと、私も含めて、反対した同僚議員の名誉にかかわる問題ですから、ここで私もちょっとこの問題について触れてみたいと思います。

当時、A. T. カーニーが来るに当たって、A. T. カーニー社がこのようにお話しされているんです。国のふくしま産業復興投資促進特区に福島県になって、そしてその上でもってふくしま産業復興企業立地補助金、これをいただいて、その補助金を原資にして、どんどんどん村に来る企業に補助金を出していただいて、そして企業誘致しようというのが根本だったんじゃないかなと私は思います。

そういう中で、当時、産業復興企業立地補助金についての法案は、国会を通過しておりませんでした。決まっていなかった。しかし、今はもうその問題については決定されて、実際に交付されているところもあります。それでは、果たして、このA. T. カーニー社が西郷村に持ってこようとした数多くの20社ぐらいありますが、企業の中で、この復興交付金を使えた企業というのは何社あるんでしょうか。今、現実わかるわけですから、それをお示してください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まあ、残念でしたですね。私は、あのときにしめたと思った、なぜか。要するに、3・11の復興をどうしていくかということについて、やはり国はこういうことを打ち出しているという情報があったのであります。内容は今言ったとおり。そのときの産業は、ロボットとかいろいろ、バイオとかありましたね。これは、今後とも日本が目指すべき最先端のことであります。要するに、これだけの大災害で、FUKUSHIMAという横文字が世界に動いているといったときに、原発の風評といったものは相当大きくて、日本のみならず、福島県は起き上がれんだろうということが、いろいろ政府部内とか産業界にもあった。

そのときに、それを払拭する施策は何だといったときに、やっぱり世界の潮流である先端のものを福島に置いて、産業として定着しなければならんだろうという結論になって、それをやるためには特区ということを出そう、さらには交付金という制度をつかって、あるいは福島県知事にキープをさせる、あるいは国直接やる、いろんな手だてを考えたわけでありました。そのときにというふうになりますと、これは世界の潮流はどこが見ているんだらうということになりますと、やっぱりアメリカの投資コンサルであるA. T. カーニーとか、アクセンチュアとかボストンとか、そういうところが世界の潮流を見た先鞭をつけるだらうということの一つが、この日本法人の代表であるA. T. カーニーであったわけでありました。

同時に、この会社自体が、政府部内あるいは産業復興の中において相当な情報があって、いち早くこの問題が西郷村にもたらされた。その内容については、原発から

50マイル（80キロ）以上遠くなければならない。そこでこの西郷、白河はだめで、西郷になった。西郷より遠いところとなると、地続きのところはどうだとなると、やはり下郷がいいのでないかという話でやったわけでありませう。

同時に、ロボットあるいはバイオ、あるいは自動車とか、いろんな産業が来ました。天下に冠たる一部上場企業ばかりの名前であります。そのときに、今の話のように、これをつくろうという法案の準備段階であったわけでありませう。

では、これをいち早くキャッチした村長が提案して、それを形づくっていくコンサル料をつくってはどうかということでも来たわけでありませうが、その後は言ったとおりです。特区も交付金もそのとおりになって、福島県中、西郷村においてもいっぱいこの交付金を受けましたよね。ただ、そのときに出てきた会社の名前が、今、西郷村以外でもやっているところあると思ひますが、アクセンチュアはやっておりませう。今、その関係もあつて、若松は動いておりませうよね。

そういうこともありませうので、あの段階で本当にうまくいったらどうなつたんだろうということは今考えると、残念です。また話はそこに戻りませうが、そういう感じしてございませう。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 結局、2年前の選挙で、我々がA. T. カーニーを反対したと、反対のために反対した村長はかわいそうだという街頭演説やられましたけれども、これは正直言つて、村長、この復興基金も、これは製造業なんですかね、もともとが製造業なんです。それで、A. T. カーニーがここに示した20社、これスプレッドとか丸紅とか、和郷園、東芝、NTTファシリティーズ、これ該当しないんですよ、正直言つて。認められない。

そしてなおかつ、この企業が、A. T. カーニーが言っている、必ず持ってきますよと言つてなかつたんです、当時。何と言つていたかですね。例えば、本構想の中でS企業は、「福島県が京都府以上の企業誘致条件を出せば実現が見込める可能性がある」と言っているんです。京都府よりも、要するに誘致条件がうんとよければ、実現が見込める可能性があると言っているんです、来るじゃないんです。そういう、本当にいつでも逃げられる、これ来なくてもA. T. カーニー社は逃げられるような、いわゆるその言葉で逃げているんです。

そして、決定的なものは、これはある報道なんです、これ、私読みませう。このA. T. カーニーのプロジェクト、これは「補助金が典型だ。このプロジェクトは、第3次補正予算に盛つたふくしま産業復興企業立地補助金の活用を想定している。この補助金は、地域経済への貢献が期待される県内企業に対して、工場の新増設にかかる資金を支援するもの。上限は、事業所当たり200億円。総額1,700億円の予算がつけられている。当然のように、このプロジェクト関係者はこの補助金の活用を想定していた」、無論そうだと思いますが。

しかしですよ、「企業誘致や雇用創出が見込めるだけでなく、エネルギー循環型の新しい農業の構築や介護サービスの輸出にもつながるからだ」ということですが、

「ところが、国は一向に認める気配がない」、この問題、A. T. カーニーの問題ですね、見込みがない。「そこには、旧態依然とした対象事業の壁が横たわる」、我々が懸念したように、国が認めない段階で委託料を払うのはだめですよと言ったことを、まさにこれは言っているんです。我々は間違っていないと思う。

それで、その上で、「補助金の対象となっているのは、以下の3点を満たしているものという。実質的に製造業、土地の取得、10年の事業継続」、この3つがある。しかし、A. T. カーニーの「プロジェクトは全ての項目で当てはまらない。(1)に関しては、コールセンターは認められるが、サービス業は基本的に対象外。(2)の土地の取得についても、放射能汚染の可能性をはらむ土地の取得リスクは高く、購入に踏み切れない」。

例えばS社、「植物工場に数十億円規模の設備投資を検討していたがこの条件を聞いて、投資の再検討に入った。しかしリスクもあり新しい事業を立ち上げる際には、厳しすぎるハードルだ」と。そして、立ち上がるかどうかについても、「10年間続けるとは言い切れない」、こう言っているんですね。

実際、この植物工場についてもそうなんです、一般的に農地で野菜をつくる時には、農地法に守られていて、税務上も本当に安いんですよ。ところが、植物工場が土地を買って、そこに建物を建ててやった場合には、全てが固定資産で宅地並み課税、いわゆる税金がべらぼうに高くなっちゃうんです。採算合わないんですよ、現実的に。だから、みんなそれで潰れています、正直言って。

これをあるところにつくるということで進めたけれども、実際には放射能汚染量がなくて撤退したという話も聞いています。実際、だから、これは我々が潰したのではなくて、国・県のいわゆる規制が潰したことなんです。それを我々に転嫁して、堂々と選挙でね。だから、申しわけないけれども、2年前の選挙で、我々同僚議員は本当に票を減らした。なぜか、こういう風評なんです。

我々は村の6,000万円を守ったんです、実際は。守って、余分な村民の血税を守ったのにもかかわらず、我々が悪者になってきているんですよ。結局、この現実的なものを私は訴えたい。そうしないと、我々の議員の名誉を守れませんから。

それから、「プロジェクトを支援するA. T. カーニーは、条件緩和を経済産業省や政治家などに再三、働きかけた。だが、これまでのところ判断は覆っていない。『被災企業の復旧が最優先のようだ。復興資金ではなく、“地元企業よ、逃げないで補助金”になっている』。調整に当たったA. T. カーニーのK氏は皮肉を込めてそう指摘する」。いわゆるそういうことであります。

そしてまた、最終的に結論ですが、「西郷村などが掲げた構想では、植物工場への農地転用条件や、中国人介護士の受け入れといった規制緩和が不可欠だった。ところが、復興特区法案の成立は昨年12月までずれ込んだうえに、メニューに入った高齢者福祉関連の規制緩和は不十分なものだった」と。

明らかにこれは、こういった構想がだめだと、これは我々が潰したのではなくて、国のいわゆる補助制度に該当しない。もしも私の話が問題ある、間違っているという

のであれば、A. T. カーニーが示した20社、この中で、村長でも誰でもいいです。この企業が来られた、あなた方が反対したから来られなかったんだということを断言できる方がいたら、お示してください。

私は、この6,000万円、場合によっては数億円のコンサルタント料を、私は血税を無駄金にしなかったと自負しています。だから、もしも私の言ったのが間違いであるならば、A. T. カーニー社が6,000万円認めていれば、この企業が来たという、責任ある回答できる方おったら、答弁してください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言っていることわかりますが、しかし、この特区も、それから産業の復興の交付金も全部できて、福島県はそのとおり動いて、西郷村も恩恵にあずかっているところあります。では、今の話で、どうなったのかというのはわかりません。これ、やってみないとわからない。

結局、あのときは、やっぱり3・11の直後で、この福島県は立ち上がれんだろうといったときに、何をもって売るか。1つは、ロボットもありましたね。今、ロボットは、本当に第3次、4次のもうスタートをして、郡山に工場は建っております。何か所もありますよね。そのほかは、もうバイオも、あるいはそこに書いてあるやつですね、その兆しはあります。ただ、具体的に何社がどうこうと言われても、そのときに実はやってないわけでありますので、なかなかここで、あれは大丈夫だったと言うことはできません。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 結局、村長ね、何でも物事だから、確かにこれはやってみなきゃわからないし、これは努力しななきゃわからない。これはもう不可能と思っても、できることもあります。しかし、私がここで一番、現実を見なきゃならないのは、あれだけA. T. カーニー社が村の復興に協力しますよ、どんどん頑張ってください、応援しますよと言ってきた企業が、議会で6,000万円の、いわゆるこの委託コンサルタント料を否決した段階で、たった1週間で撤退しちゃった。これどういうことなのか。

本当に真から村の復興、福島県の復興を願っている企業であれば、まさか1週間で撤退することはあり得ない。これは村長の答弁で、私はこの1週間と聞いていますから、間違いはないと思います。（不規則発言あり）じゃ、いいですか。だから、要するに、結果としてですよ、現実的にそういう話を進めたとしても、1週間で撤退する企業というのが本当に信用できるのかということです。

そしてまた、実際に新聞でありました。下郷町と西郷村で、A. T. カーニー社でやりますよと言ったけれども、下郷町もはっきり同僚議員いますけれども断ったと、やめた。白河市もやめた……（不規則発言あり）いや、話ししていました。そして、西郷村だけが乗っかっちゃった。ここである方が心配されていた。これ、現実です。

ですから、本当にこの6,000万円、また、最後にはコンサルタント料が3億円になるだろうと、私聞いていましたけれども、実際にA. T. カーニー社が今、全国



のどこでこういった復興事業やっているのか、また私は情報を持っていない、わからない。だから、それができる、できないということは、これは確かにわからないけれども、ただ、ああいう段階で、いわゆる企業が来る可能性が見込めるとか、それから国が認めない、県が認めないという段階、また、法案が審議中のところで、お金6,000万円を出して契約すること自体は時期尚早でしょうと言ったのが我々の立場ですから、反対じゃないんですよ。まだ、時期を待って、それを予備費のほうに入れておいて、いつでも契約できるように6,000万円置いておいて、そして国なり県なりできちんとした法案が通った段階で使ってくださいよというのが、我々の意見だった。これだけはきちんと申し上げます。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります。これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。13番佐藤富男君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） このA. T. カーニーのことですが、1週間で撤退して信用できるのかという話でしたが、実はA. T. カーニーの社長さんは本当に西郷のことといえますか、復興に対して非常に熱意あふれる人でありました。もちろん、A. T. カーニーの社内にも西郷のゆかりの人がいて、なおかつそういう思いもあったんだろうと思いますが、ぜひ皆さんのご同意を得る努力をしていただきたい、毎日おいでになったわけです。しかし、なかなか翻意できないということがわかりましたので、まあということですが。

しかし、その後も、あのことが終わった後も、A. T. カーニーの方々はおいでになったりしていますので、本当にありがたく思っております。ただ、あれは本当に瞬間的に、この議決ということの部分からいいますと、まことにそういう事態でありましたので、結果はそういうことでしたが、A. T. カーニーにおいてはまことにありがたいと、今でも思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 別に我々は全員が反対した、6,000万円の契約に反対した議員は、誰もA. T. カーニー社について反対したわけでもなし、そしてまた予算について反対したわけではない。ただ、時期尚早、いわゆるそういう内容がきちんと固まらない段階での契約については、もうちょっと待ったほうがいいんじゃないですかと、そのお金は予備費に入れておきますから、きちんと議会が納得できる段階になったら、どうぞやってくださいということだったわけなんですね。ですから、そうい

うことを本来ご理解していただけるのであれば、A. T. カーニー社はもっと議会に対してやっぱり説明責任を果たして、そして村長も我々に対してそういう気持ちを伝えて、そして我々も全員、名前の上がっている会社の方々に対して、我々言いましたけれども、きちんと会社を訪問して、本当にそれは事実かどうかということも確認させていただきたかったわけです。

実際にこの事業をね、プロジェクトを進める上では、最低約20町歩の土地が必要だということです。その20町歩についてどうだったかというと、何か太陽の国がどうの云々とかと、いろんなことありましたけれども、結局、これ当時の新聞なんです。このやつで、広大な用地確保が課題だと、最低でも20ヘクタール。この土地についても、全く見通し立ってなかった。何にもなかった。土地も見通さない、国の法律も決まってない、予算もついてない、県もまだまとまってない、そういう段階で見切り発車は危険ですよと、だから、予備費の中に置いておくから、一段落して、きちんと決まったらということが我々の真意でしたので、それだけご理解をしていただきたいなと思います。

結果的には、県のそういう補助金については製造業に限るとか、そういったものにする、この復興候補に入っている企業については、もうほとんどと言っていいほど該当しないというのが、福祉関係ですか、事実ではないかなと思います。

それで、私は再三申し上げますが、この村のいわゆる経常収支比率が93.9%、それで法人村民税もそういうふうには3億円以上、4億何千万円の減少、そしてまた実質収支も単年度の収支も3億円の赤字になってきたという段階にすると、より一層企業誘致を進めなきゃならないと私は思います。

村長はあるところを使うと言っていますが、じゃ、あるところほどこなんだということなんですよね。そうすると、あるところというと、私の頭にあるのは、トワエイヨーの土地、工業団地ですかね、あの土地と、信越化学さんが土地を買われましたからあの土地なのかな。それ以外に、村で確保している工業団地というのは恐らくないと思います。あの土地といっても、私はないと思う。ならば、私は、村長は古いと言うけれども、私はオリンパスと、それから信越化学の前、上新田の方々が持っている山、あの山を工業団地として造成する。それによって、大平地区と新白河駅前が1つに結びつく、非常に私はいいと思うし、企業誘致につながる。そして、オリンパスさんにも、あの道路から真っすぐ道路も引き込むことができる。そうすることによって、オリンパスさんも物流が楽になると。そういう意味で、私はあそこに進めるべきだと思うし。

そしてまた、もう一つは、その土地の前の、いわゆるオリンパスさんの前の山、上新田の共有地なんです、あそこの東京山という山、あの山を崩して、そして上新田の集落の後ろに田んぼ30町歩ありますから、あそこに全部運んで平らにして、あそこをいわゆる田園都市構想、そしてまたさまざまな今、東京からの移住者、いろんな施設、そういったものの誘致を図る、そういったものにするべきだと思うし。

また、もう一つは、オリンパスさんの削った山、跡地、あそこにはできれば、新幹

線の新白河駅が近いわけですから、あそこに専門学校とか、そういう教育施設を誘致する、そういう構想を立てることによって、村の税収も増える、雇用も増える、そしてまた村の財源につながるのだと思います。やはり、リスクなきところに利益もない。

私は、村長になったならば、村長もせつかく15年やったんですから、やはり足跡を残すべきだし、俺しかできなかったというものを残すべきだと思う。そういうものを何もやらないで、今日のような佐藤村政16年何だったのかと言われるような一般質問を受けるようでは、村長としても決して、村長はそれは違うと言うかもしれませんが、一般的にはそうとしか見えない。

そしてまた、私は4年前は村長選挙にかかわらなかったけれども、何にもしない村長というようなレッテルも張られてきたのは事実なんです。今でも、やはり多くの村民から、村長は何をやるうとして村長になったんだ、それが見えない。また、今も何をやるうとしているのか見えない。これは、やっぱり多くの声を聞きます。

ですから、そういうことを考えれば、村長はせつかく村長という権力者になって、執行権を持つ権力者なんです。やはり佐藤正博、俺は村長でこれをやったというぐらゐの改革、そしてまた村民の福祉のために、福利のために私はやるべきと思うけれども、その辺はどうですか、村長、お考えは。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いい話をさせていただいて、ありがとうございます。

今、雇用問題からでオリンパスの話、同じです、私も。それなりの布石というか、そういうのは必要で、やはりトップの皆様とお話をして、そういう動きがあれば、即座に今言ったようなお話も動き出す、その場合は皆様よろしくということですよ。

議員もいろいろあっちこっちに書いていますが、やっぱり財政論も書いていますよね。昔からずっと前のやつを見ていくと、やはりほかの自治体を見て、あのよう先行投資して、後で問題を起こしては大変だといったことも書いています。私も同じです。

今の状況は世界的にどうなのかと、あるいは西郷どうなのかといった場合は、やっぱりオーダーメイド方式のほうが安定するだろうと。これまで、当地方、白河を中心として、西郷村の人が30分以内で職場に行ける、そういったところは非常に望ましいということで、西白河郡で手を組む、あるいは那須。

今の国勢調査から見ますと、西郷村から県外に600人から700人行っています。入ってくるのは300人、半分。要するに、出ていく県外が多い。もちろん、地区内では西郷に入ってくるほうが、行くより多いわけであり。若い人、高校生なんかは、高校みんな西郷から行っていますよね。ただ、働き盛りは、多いところは2割以上出入りがあると、入ってくるほうが多いという状況にあって、やっぱり今後とも、高質な、あるいは産業として税収に結びつく、そういったものについての不断の努力、そういったものについては当然必要でありますので、今言われたことも含めて、ちゃんとした対応していきたいというふうに思っているところでございます。

ただ、私はですね、これまでの経験からいうと、いろんなことをばんとやって、その後がうまくいかなかったところをいっぱい知っております。よって、施策というのは、1回言ったら10年は変更できない。変更できないものにしてはならない。そのものについては、財源もちゃんと考えながら、そして慎重に施策を打つという考えでありますので、議員ご指摘のところはそのとおりであります。それも私の考えといたしますか、そういうことをやっていきますので、なかなかぱつとこうしたところは見えないとは思いますが、ただ、じわりじわりといったところが最後に、ウサギと亀のようにというところもあります。

ただ、若い人はもう少し華々しいというところもあると思います。今年の夏祭りのように、もうあの年代は既に自分らの意思と計画によって動いている。やっぱり、年の大きい人はバックアップに回るべきだという声もいっぱいありますので、そういったところの意見といったものもやはりいろいろ聞いて、そして施策を打っていきいたいというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） いわゆる村民からすると、本当に老後をどうする、また、子育てをどうする、そのときにはやはりしっかりとした雇用の場があって、そして食べていける、そして子どもを育てられる、そして長生きできる、そういう安定的な環境整備、環境というのは資金、お金の問題も含めてなんです。収入も含めて、それをいかに行政がやってあげるか、また、議会としてもそれについてどれだけ真摯に取り組んでいくかということが私は一番大事だと思います。

そういう意味で、今の行政についてはいささか物足りないし、また、議会としてももうちょっと頑張ってもいいんじゃないのかなと。ただ、村長に付度するだけではなくて、やはり厳しい言葉も、私は議会議員としては言うべきだと思います、村民のためには。

例えば、もう一つ、今、川谷の学校の複式の問題、廃校の問題、移転の問題、それから羽太の学校の統合、そういうものを含めての問題があります。じゃ、この問題について、村長は16年間どう取り組んできたのかです。

これは、以前のときに私は議会で菊地村長に言って、羽太小学校が、佐々木教育長のときにね複式になると聞いて、そこですぐあそこに宅地造成をして、そして子どもたちを増やそうと、菊地村長に提案して、菊地村長はあのグリーンタウンをつくって、複式を免れたと、そういう事実があります。

ですから、今度、やはり川谷、羽太について、村長は16年間何をやってきたのか、これから何するかということが全く見えない。ただ単に子どもが減ってきたから、今度は熊倉小学校にいわゆる統合させるのか、それからマイクロバスを使ってどうのこうのという、そういう成り行きに任せて、成り行きに対処する対症療法しかやってないんですね。

だったら、川谷地区に私は一時、昔、大分前ですが、宅地造成しました。約8区画ぐらいやりましたけれども、それで子どもたちも少しは増えている。だから、そうい

う部分を考えると、川谷地区のいいところをやはり村がきちんと見きわめて、そしてどのような川谷地区にするのかという構想を立てて、それを地元の方々と話し合いをして、それで児童・生徒はどのぐらい増えるのか、そしてまた何が必要なのか、そういうことをきちんと膝を交えてやってくるべきだったし、私はそう思います。

また、羽太地区についてもそうです。いくらグリーンタウンつくったって、必ずしもなるようになると目に見えているんですから、それに対応する羽太地区の、いわゆる村全体の均衡ある発展と、そういった住民福祉の問題も含めて考えなきゃならなかった、そのことを議論がされていなかった。村長はその方針を示さなかった。村長が方針を示せば、担当課が動くんです、やるんです。それができてなかった。そのために、今ここに来て、川谷地区においても羽太においても、そういった学校の存廃の問題にまで発展してしまっていると思います。

そういうふうに考えると、村長はこれについて、今後、川谷、羽太の問題についてどのようなお考えあるのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 少子高齢化の問題に手を打つと同じ議論を今しているわけです。戦後の状況と団塊の世代の部分、今や東京の多摩ニュータウンがなくなるといったことを含めて、日本国中が同じくなるということです。

どのようにということになりますと、やっぱり1つは、現代に生きる人々がどう考えているのか、あるいは子育てという意味で、最高の教育をどういう形で受けさせていくのか。もちろん、これは地元の意識、そういったものがあったりして、一番川谷は、そういう意味でいうと、集落座談会を定期的にやって、あるいはいろんな懇談会、集まりが非常に多いですよ。いわば、皆さんの意見が出ていると思います。

自然の家の住宅を取得して、住宅にしたいということがありますが、実は産業が変わっている。1次から2次、3次という選択が子どもたち、次の世代に出てきて、さらには畜産といったものも、今は新たな展開になってきた。個別から集合といった部分になってくる。あるいは土地利用も、うちのも使っていて、そういった段階での動きがあったりということもありますので、就業構造と産業を見ながら、どう多くの個人の世代間における人生がいいのかどうか、利便を含めてですね、そういったことに対応していく必要があるだろうと思っております。

今や、かつて初期の入植された方々は徒歩、あるいは自転車、あるいは馬によって役場に来たりしていました。今は自家用車があったり、インターネットでやったり、相当変わっている。あそこにいる子どもたちも、昔の地域のみならず、世界にやっぱり情報を求めてという飛躍があります。ですから、そこを見きわめて、地元の感情を大切にしながら、そして教育においては最高のものをベストチョイスといったことも示していくという話し合いが、今は続けられているところであります。

羽太は古来、羽鳥街道の幹線でありますので、圃場整備やった後から、白河と会津の往来の伝統文化といったものを残しながら、米づくりどうしていくか。今のところは、ニュータウンとして入ってこられた方も、既にもう、平成14年の売り出しです

ので、十六、七年になるわけです。だんだん高齢化して、座談会の中においては、やはり定期バスをどうするんだらうとか、そういったことも話題になってきております。子どもたちも一時期は全部小学校にいたのが、だんだん大きくなっているという状況もございます。

やはり、人生をどう過ごすかの中において、今の選択した自分の住居地といったものを、コミュニティーにおいて最大のものは何かということ、これらの自動車社会、あるいは情報化社会、あるいは新たな産業展開の中において、どのベストチョイスになっていくのかということ、やっぱり地域のことは地域でしかわからない部分もありますので、それらを大切にやっていくという考えでいったほうがいいのではないかとこのように思っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 恐らく、村長の今の答弁を聞いて、川谷地区、また、羽太地区の方々が納得できる答弁ではないと思いますし、先が見えてこないと思います。

実際に、具体的に言うと、何回も申し上げますが、今、米小学校のところの住宅いっぱい増えています。あれはね、本当私が農振の除外の関係の委員長やっているときに、相山課長と話をして、全部、私、熊本工務店から先を抜かした、農振地区を。それで、あそこにずうっと一挙に住宅が建って、増えてきている。それが引き金になって、あの辺、土地の流動化がたくさん出てきたんですね。

ですから、そういういわゆる仕掛け、これは行政が仕掛けできるんですね、やろうと思えば。川谷も羽太もそうです。やろうと思えばできるんです。その仕掛けをどのようにするかということは、村長しかできないんですよ。村長が動けば、地域は変わるんです。そこなんです。課長ではその仕掛けできない。これはそう言ったように、村長が責任持つからおまえやれと言うなら別だけれども、また、議会議員に対しても相談あれば、また我々は意見を言うけれども、何にも意見も聞かないし、また、そういう手段もない、村長はまたそういうビジョンもない。絶対これは前へ進まないと思はします。

そういう意味で、例えば村長も、ビジョンがないと言って申しわけないんですが、例えば今、台上地区に10億円の資本の電力会社が、200町歩に及ぶメガソーラーの話があります。また、西の郷のゴルフクラブもメガソーラーになってしまった。本当に今、村は、自然豊かな村ではなくて、メガソーラー、いわゆるキラキラのパネルの村になってしまう、そういう懸念がある。

我々は、子々孫々に、子どもたちにどういう村を残すか、そういういわゆるキラキラの村を残すことになっちゃう。それについても、台上地区については、私は村が守るべき地区だと思います。いかなることがあっても、あの自然は守るべきだし、景観、ロケーションは守るべきだ。そのため、村が何をするかというビジョンを村長は持つべきだと私は思います。

それから、そういったものについてもビジョンがない。そしてまた、村長は2012年かな、選挙のときにも、いわゆるバイオマス構想、村長からは、バイオマ

スタウンをつくって、バイオマスのエネルギーをどうのこうのってあったけれども、それも全然話は進まない、聞いてない。だから、本当にその部分でのものがどうなのか。

また、高齢者に対しての問題もそうです。今、本当に、この間、11番議員が一般質問で長谷川課長に言っていましたけれども、高齢者のグループホームをつくる、そういった介護関係の施設をつくるという計画があった、皆川課長のときに。それは上げて、あのときに本当に補助金がついて、これで終わっちゃうんですよと、皆川課長は一生懸命やったんだ。ところが、そういう施設も村長が切ってしまった。30年以降だということ切っちゃった。

じゃあ、村にそういう、我々が高齢者、いつになるかわからないけれども、例えば介護が必要になったときにどこに入るんですか。村には本当はない。村は何するかというビジョンもない。そういう部分での、やはり村長は毅然としたね、自分のビジョンというものは全ての分野において持つべきだし、もしないのであれば、担当課長にお話しするなり、また、議会に相談しながら、そういうビジョンをきちんとつけて、そして村民にわかりやすく説明して、このような村をつくりますよという、そういう夢を村民に与えるべきだと私は思うんです。その夢がないんです、今、村の中には。

ですから、そういう部分での村長のやはり何をやりたいのか、はっきりしない。ですから、村長、これからは、もう16年、来年3月ですか、終わりますけれども、その後どうするのかということです。私は出るとも、出るとも言いません。それは村長のお考え方次第ですから、ただ、やるのであれば、そのようなきちんとしたビジョンを持って、また、16年を振り返り、自慢するところ、反省するところをきちんとして、向かっていくべきだと私は思います。村長、その辺いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 選挙のことはまだわかりません。要するに、自分でというより、この職につきますと、公ということが強くなりますので、自分のことが言えるとするならば、やっぱり病気になるという程度ですね。

今言われたように、これからの西郷はどうなんだというのは、本当に一番大事なことです。そのことは、今、介護のこととか出ましたですね。要するに、どれが欠けてもだめなわけです。ここを一生懸命やりましたが、ここはへこんだではだめです。やっぱり、この西郷2万人の人が、ああこんなもんだと、これだと、これでいいんだということを実感できなければだめなわけでありまして。それが本当に劣悪な状況なのかと、それから本当にどうなのかということを見たときは、新聞とかに出ているとおりです。

ただ、冒頭申し上げましたとおり、生活保護の人が増えている、これが一番私は頭が痛い、なぜか。そういうところにやっぱり目を凝らしていかなければならない。ある程度のインフラといいますか、環境を整えば、これは十人十色、私は私流で生きるという村民が、一人ひとり全部違うわけでありまして。ただ、共通項はやっぱりありますね。それが多分、施策の推進すべきプライオリティーになっているというふうに思

います。

福祉のことも、高齢者ことも、少子化のことも、やっぱりずうっと横を見て、現在の西郷の状況を見て、あるいは世界を見て、どのようになるのが望ましいか、常に頭に置いている。それに近づけるために今、何を、どうすべきかということは、課長のみならず、全職員が一丸となってその知恵をまとめてやっていく必要があります。これはいくら果たすにしても、できないことがありますし、なおかつ財源の問題もある。

今、ソーラーの話がありました、ソーラーは国策です。なぜそうなのかといえますと、今や北極、南極の氷河が解けて、そしてツバルが何年後にはもう水没する。なおかつ、昨日みたいな台風がどんどんこれからも出てくるだろうと、なぜか。やっぱり、化石燃料はやめたほうが良いという話になってくる。よって、バイオマスの話もありましたが、今、今度はスパリゾートにバイオマスの最新のドイツ式の2号機が入ってきますね、新聞に出ていました。

結局、化石燃料でCO<sub>2</sub>あるいは温暖化を加速するということを考えたときに、やっぱり新たなエネルギー調達とサステナブルな再生可能エネルギーをやっていくべきだという基本的な考えがある。同時に、では、ぴらぴらしたことだけで終わってしまうのかというふうになりますと、やはり財政は毎年、1年1年のことでありますので、財政の一般財源をどう確保するかにおいては、単なる山林であるよりも、やっぱりソーラーでもやって、何でも固定資産、あるいは税収を上げていくといったことも1つの手ではあります。

当然、このためには周辺の同意といいますか、協力体制をうまくやって、そして影響ないように、なおかつFITの固定的な買い入れ制度がどこまでいくかわかりませんが、そういったことを考えて一般財源に回す。さらに、その一般財源は子育てと高齢化社会にできる、あるいは産業の進展にも、あるいは川谷、羽太にも、そういったいろんな関連を考えながら、やっぱり財政運営と、そして一人一人の家計の安定ということを考えていくというのが村長の仕事ではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 1時間半にわたって、私はなるだけ村長に答弁の機会を与えて、なるだけ時間を割いてまいりました。しかしながら、村長の時間は長いんですが、具体的に何をするのかとか、具体的にどうなのかというものが全く見えてこないんですね。恐らく、議会の議員の方々も、村長の真意というのは本当はわからないと思うんです。ましてや、16年間村政運営されてきて、子育て支援、介護問題、教育の問題全て、都市計画の問題も含めてですよ。全部それが、いまだかつてそれが具体的に見えてこない。例えば、都市計画の問題でも、西郷掘目線の雇用促進住宅のところから、兼子組から甲子街道へ抜ける道路の問題、あれだって議会の中で、白岩議長をはじめ多くの議員が、国会議員を使って、本当に測量とかいろいろなあれでいったけれども、それも頓挫したままになっているとか、いろんなことがあります。バイオマスもそう。

また、実は村長は、2012年の村長選挙のときですか、4年前かな。企業誘致一



生懸命やりますって、これ時間もないのであれですけども、3期目当選したときに、村長こう言っているんですよね。「目下の課題である経済・雇用対策が村づくりを進める上でポイントと捉える」と、重点的に取り組む考えだ。今後も企業誘致を積極的に行っていくと言っている。バイオマスタウンもつくります。全部実現してない。そしてまた、まきば保育園の前の、私たちはあそこに高齢者、子どもたちのいわゆる保養になる温泉館付きの施設をあそこへつくったらどうだと、これは研究所を持ってくる、持ってくるということで話があって、その研究所はどうなっているのというのと、研究所もあれから6年、7年たっても全然進展しない。全てがみんな話だけ、思っただけだ。

こういういわゆる構想であれば、村長の信用性というのは問われるし、行政能力も私は問われると思う。また、村長の公約として実現できなければ、やはり村長としての責任も問われると私は思います。

そういう部分で、私は村長というのは、我々議員は今16人おりますが、この西郷村という人口2万人の村には、村長という首長は1人しかいない。首長が右向くのか、左向くのか、真っすぐ行くのか、後退するののかによって、村民はそのための、いわゆる福利も福祉も影響を受ける。それだけの大きな責任を負っておるわけです。そしてまた、村民からすると、やはり行政を知りたい、行政の透明化を図ってほしい、そして住民のために何をしてくれるのかということを知らせてほしい、そのことを待っているわけです。そういう部分での発信力が村長は足りないし、いまだかつて何をやりたいのかが見えない。

どうか、今後どうなるか、5期目ですか、まだわからないということでございますけれども、出るにしても、出ないにしても、きちんとその辺のことを十分わきまえていただいて、そして、まず住民ファースト、住民が幸せになれるように頑張っていたきたいということをお願いして、一般質問を閉じます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第5、7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

◇ 7 番 藤田節夫君

1. 国民健康保険について
2. 高齢運転者の運転免許証自主返納支援事業について
3. 子育て支援について

○ 7 番（藤田節夫君） 7 番、日本共産党の藤田です。通告順に従いまして、一般質問を行います。

はじめに、国民健康保険について伺います。

国保の広域化が来年 4 月から実施されますが、いまだに保険税が決定していません。新聞などの報道によると、8 月に県の国民健康保険課より発表された納付金等試算結果によると、これまで試算された納付金額と今回の試算では、前回の試算と比較して 1 人当たりの保険税が減少する見込みのようですが、これまでの試算と今回 8 月に示された試算との違いと、また、村民 1 人当たりの保険税はどうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 7 番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

これまでの試算と今回の試算でどう違うかということですが、これまでの試算につきましては、国から交付されます予定の公費についての考慮が前回まではされておりませんでした。今回の試算から国の財源を充当するというようなこと、それからこれまで予算額ベースで給付額等の推測値を立てたものを実態に近い数値をもとに試算を行う等の試算のもととなる数字を変えてきたということで、今回の結果は前回の結果から比べますと、決論的に申し上げますと、村の 1 人当たりの保険税は減少するというふうな結果となったものであります。

ただ、こちらについては、まだその試算、あくまで試算ということですが、今後、まだまだ変更される可能性というものもございますので、その辺をご理解をいただきたいと、そのように考えております。

○議長（白岩征治君） 7 番藤田節夫君。

○ 7 番（藤田節夫君） 前回の試算では、国からの公費が入っていない試算だったので、それを今回は入れたということですがけれども、これはあくまでも試算であって、村の 1 人当たりの保険税が減少するということはあくまで試算であり、最終的ではなく、引き上げになる可能性もあるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

あくまで現時点で試算ということでありまして、今回の試算の結果よりも増える可能性はないのかということですが、正直言って、それについては、実際に算定をしてみないとわからないという状況ではございますけれども、ただ、今回の試算でもこの追加公費についても当初、国の説明であった 1,700 億円というような額ではなくて、そのうち場の 1,200 億円というような形で、ある程度確実な線での公費充当ということもありますから、今後、さらに公費が拡大される可能性があるこ

とからすれば、先ほど申し上げましたとおり、実際にやってみないとわからないということではありますけれども、むしろ下がる要素のほうが多いようなことになるのではないかというふうなことで、期待をしているところであります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 公費の拡大が予想されるということですが、本当にこれ期待してよろしいのでしょうか。村民の1人当たりの国保税が下がるということで理解してよろしいのでしょうか。

これ大変な問題であって、今でも大変な保険税になっているわけなんですけれども、毎年それ納付税率が変わると、もう県側から一方的に金額が来ると。今年1年はよかったにしても、来年度からいきなり上がってくるという可能性もあるんですよ。その辺のところはどう考えていらっしゃるか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをいたします。

上がる可能性という話でございますが、今回の村の1人当たりの税額というのは、県から割り振られます納付金の額を村の被保険者がその分を負担するということがありますから、その納付金額というのが医療費の水準とか所得水準によって変わる可能性というのもございます。ただ、何度か県のほうで試算しているその試算というのは、当初かけ離れた条件で設定していたものを、徐々に現実に近い係数等を使つての試算ということになりますから、今回の試算結果から大きく離れるというようなことはないのではないかなというふうには思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 下がる方向だということで理解しておきますけれども、私、前回の6月の定例会で、そのときは西郷村は保険税は上がる予想でしたけれども、今回は下がるんじゃないかと、課長の答弁だと下がるということなんですけれども、もし保険料が上がった場合に、前回の答弁では、一般会計からの繰り入れと、さらには国民健康保険給付費支払準備基金ですか、そこを活用して保険料は上がらないように対応していくという答弁でしたが、これはこのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをします。

ただいまの議員のご指摘ですが、急激に上がる場合に、村としてどのような対応かというお問い合わせだと思いますが、今回の広域化というのは全国一斉に行われるものでありまして、いわゆる制度変更ということでございまして、それに伴い被保険者に過度な負担を与えないというふうなことで、制度上、激変緩和というふうな措置が幾つか用意されておりまして、県が激変緩和を行うことになっておりまして、その後、さらにどうしても激変緩和を行ってもそういった状態があるといった場合には、村としてその時点でどうするかというようなことを考える可能性はございますが、現在のところは、県の激変緩和というものを見きわめてから、そういった対応が必要であれば検討するというような状態だと考えております。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今の課長のお話ですと、県の激変緩和措置等々を活用しながら、その結果を見て判断していきたいということですが、今回、公費、国のお金が1,200億円ですか、投入されたことになっておりますけれども、国は当初も、合計するとこの改正によるお金3,400億円を投入してこの改革をやっていくというようなことで、これを実施する方向で来たんですけれども、実際的にはこの追加公費1,700億円やるところを今回1,200億円で計算したと、算出したということになっております。

これ、もしというか、これからこの公費が増えるかどうか、ちょっとわからないんですけれども、国民に約束した1,700億円、これまともに支援をしていただければ、国が言っていることは被保険者1人当たり約1万円の財政改善の効果あるとあって、この改革を進めてきたんですけれども、結局は、これからプラスとして国からの投入があるかどうかかわからないということが現実だと思うんですけれども、やっぱりこういった国の施策としてやることで、村民が負担を受けるとか、上がるとか、そういったことを認めてはいけないのかなと私は思うんですよ。

そういった意味では、やっぱり国・県に対して、最初の約束どおり1,700億円を投入するように言うべきではないんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今回、当初の予定の1,700億円ではなくて、試算の段階で1,200億円を投入して試算したということでございますけれども、ご指摘のとおり、500億円少ないということになっておりますけれども、今回の試算では、より安全な額を見込んだというようなことだと思います。

今後予定されています11月の仮係数による算定の際には、1,700億円近い数字が投入されるというような予定ということで、さきの担当課長会議なんかの資料の中にはございますので、その辺は投入されていくんだろうというふうに期待をしているところであります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 11月、これは最終算定になるんでしょうかね。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

11月は最終ではございませんで、仮係数での算定ということで、最終的には来年の1月以降に行われる予定でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 最終的には1月ということで、大体11月には算定が確定する方向で大体の算定が出るということで理解はしますが、ほかの自治体からも、今、私が言ったような、やっぱり国からの支援は全額投入するべきだという意見も出ていると思うんですけども、なお課長には、やっぱり国で最初決めた方針、1,700億円追加投入するべきだということを会議の席等で言っただけかなと思います。

さらには、納付金が今、国民というか、村民が心配していることは、国保税の収納率にもこれは大きく影響してきます。県算定の収納率の基準が92%で算定しておりますが、村の収納率は平成28年度でいうと89.62%、基準の収納率に満たない場合は、設定された基準の納付金額を納入するため、納付率を上げないと納付金が足りなくなるということになると思うんですけども、収納率を上げるために、国保税滞納世帯の取り立ての強化や差し押さえの強化が懸念されます。これは西郷村だけじゃないと思うんですけども。

今は、ご存じのように、国保加入者の多くは高齢者と低所得世帯が多く、今でも払いたくても払えない高い国保料となっています。資格証明書や短期証明書の世帯数も増えてきております。収納率を上げることで、無理な取り立てや差し押さえが行われることのないよう、村民の暮らしに沿った丁寧な対応が必要だと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

納税者の生活実態等を踏まえながら、また、納税相談等を受けながら配慮してまいりたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） それと、報道によると、県は保険税を将来的に統一する方向で検討しているとありました。全国でも統一方向で検討しているところや、統一しない、まだわからないなどとさまざまですが、このことについて何かわかればお答え願います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

保険料の統一でございますが、保険者が県ということになりますから、同じ保険者のもと、各市町村がばらばらの保険料ではどうなんだというふうな考え方があって、保険料の統一というふうな話があるわけでございますけれども、現実的に申し上げますと、例えば保険料を統一されても、例えば住んでいる地域の医療サービスの問題等がございます、それらのいわゆる医療サービスの均一化というようなことで、どこ

に住んでいても同じようなサービスが受けられるというふうな状態がないと、本来ですと保険料を統一するというのは難しいということになりますので、将来的に保険料の統一を目指すにしても、その前段としてはそうした医療格差を解消する努力、あるいは医療費の適正化の努力、そういったものが必要になるかというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 現段階では統一が難しいのではないかとということですが、あくまで新聞報道ですけれども、福島県は統一の方向でやっていきたいとか、埼玉県は統一しないとか、どっち行くかわからないみたいな、そんな報道だったので、これもわかり次第、村民とか、こうやって議会の中で説明していただきたいと思います。

次に、県の統一的な給付サービス基準や財政措置を踏まえて、村独自事業の見直しを検討していくとしていますが、子どもの医療費助成や妊産婦医療費の助成、またはマッサージ・はり・きゅう施設費の助成など、これまでと同様に実施されていくのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをいたします。

現在実施しております子どもの医療費助成や妊産婦医療の助成関係につきましては、今後、県全体で公費化するというような検討が進められておりますが、平成30年度の広域化のスタート時点でその辺の足並みがそろるかということ、そういうわけにはいかないで、これまでどおり村のほうの対応で実施していくというようなことになっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 平成30年度の当初はそういったことはないということなんですけれども、これもやっぱり国・県からの支出を抑えるために、こういったことにも押しつけが来るのかなと思うんですよね。

これは前回も申しましたけれども、こういった一般会計からの繰り入れについては、国会で日本共産党の堀内衆議院議員の質問に対して、厚生労働省は「一般会計からの繰り入れには、それぞれの自治体で判断をしていただく」とし、「これを制度によって禁止をするというふうなことは考えていない」と答弁しています。

また、この問題に関して、厚生労働省の担当者は、「都道府県国民健康保険運営方針はあくまでも技術的助言であり、法的拘束力はない。保険料賦課の権限は、これまでと同様に市町村にあり、一般会計からの法定外繰り入れは、市町村の政策判断で実施するもので、必ずしも解消・消滅するものではない」と回答していますので、このことを考慮して、村民の切実な要求に基づいて行われている独自事業は継続していただきたいと思っております。

平成30年度以降どうなるかわからないということですが、こういった事業は本当に村が一生懸命これまで村民の要求でやってきたことなので、引き続けてやっ

ていただきたいと思いをします。

今回の制度変更は、都道府県が国保財政を一括して管理することです。市町村に負担させる金額を決めたり、それを上納させたりする仕組みなどを通じ、国保にかかわる公的医療費を抑え込む役割を都道府県に担わせようというのが政府の狙いです。

また、納付金についても、都道府県が一定の基準と条件で計算して決める納付金がどれだけの金額になるのかが、各市町村の国保料を左右します。しかも、納付金は100%完納が原則で、減額は一切認めておりません。そうすると、各自治体は、住民から集める国保料の徴収を強化するしかないのであります。

制度を担う自治体から保険料アップへの懸念が出るなど、矛盾も出てきております。これ以上村民の負担にならように要請しまして、次の質問に移りたいと思いをします。

2つ目の質問として、高齢運転者の運転免許証自主返納支援事業についてお伺いいたします。

高齢者ドライバーによる事故が数多く発生しております。高速道路の逆走や、ブレーキとアクセルの踏み間違いなどで子どもを含む多くの方々が犠牲になって、社会問題になっています。ひとたび交通事故が起きれば、被害者はもちろん、加害者も一瞬にして不幸のどん底に突き落とされます。安心して生活ができる交通環境をつくるとともに、高齢者による交通事故をなくすことは、急いで取り組まなくてはなりません。

現在、70歳以上のドライバーには、無事故でも3年ごとの免許更新と高齢者講習が義務づけられ、さらに今年度から改正道路法で、認知症の疑いがある75歳以上の高齢者に医師の診断を義務づける認知機能検査が強化されました。このようなことにより、自主返納件数が増えてきております。

まだまだ高齢者による事故は増え続けています。福島県の自主返納率は2%で、全国42位となっています。公共交通機関が充実していない地方自治体では、自家用車はまさに高齢者の足であり、買い物や通院、各種の社会参加など、生活に車は不可欠です。自主返納が難しい環境になっています。

運転免許証の自主返納と公共交通の充実は欠かせません。マイカーにかわる充実した公共交通の整備が求められておりますが、村の対応をお聞きします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 7番藤田議員の質問の第2、高齢運転者の運転免許証自主返納支援事業についてお答えいたします。

高齢化の進展に伴い、交通死亡事故に占める高齢運転者の割合は近年上昇しております。高齢運転者も認知機能検査による運転適性の判定を受けて運転を続ける方や、一方で、運転を諦め、運転免許証を自主返納される方もおられます。

運転免許証の自主返納は、返納により身分証明書を失ってしまうというデメリットがあり、警察署では対策として、運転経歴証明書を発行しております。この証明書を持っている方は、警察署が推進しております高齢者運転免許自主返納サポート協議会加盟企業・団体からの特典が受けられ、例えば預金金利の優遇、美術館や博物館の入場料、ホテル、レストラン、買い物などでの割引等が受けられ、免許証返納を促進す

るものとなっております。

県内でも同様に、協賛店での買い物の割引や、タクシー協会加盟のタクシー会社において乗車料金の1割引きなどの優遇措置が受けられます。

自治体のサービスとして取り入れられている例といたしましては、運転経歴証明書交付申請手数料の全額助成やタクシー料金の助成、自治体が運営しているコミュニティバスの無料化や料金割引、さらに温泉施設利用の優遇措置などさまざまなものがあり、県内の取り組みといたしましては、市営バスなどの無料化や料金割引、タクシー料金の助成、商品券の交付等、さまざまな事業を行っております。

本村におきましては、免許証返納者に対して自治体が行う支援制度は、今のところはございませんが、交通違反、交通事故減少に寄与する、また、高齢者の方が免許返納しやすい環境づくりを進めるよう検討してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今、課長からお話がありましたけれども、今、これは全国で、高齢者の交通事故に対して免許証返納対策として、今、課長が言われたようなことをやっているところが多くあります。

福島県内でも、会津若松市はバス運賃の半額助成、お隣の白河市では市内循環バスや各地域の循環バス料金が免除になるふれあいバスの交付、喜多方市や会津美里町、只見町などではデマンド型乗合タクシーの利用券助成などが実施されている。自治体としては15自治体ぐらい、福島県内でもうこういった助成をしているということがあります。

今、課長が言われましたように、自主返納した方に対しては、運転経歴証明書が発行されています。これも本人が欲しいといえ、身分証明書がわりになるので、これは1,000円かかるんですね、申請するのに。いろんなところを見ると、この1,000円だけは補助しているというような自治体が多いんですけども、村として今何もやってないというようなことが言われました。今後検討していきたいということですけども、これから本当に高齢者が増える中で、私もそうですけども、本当にアクセルとブレーキを間違えて、踏み間違えて事故を起こしてしまうという例がますます増えていくのかと思います。

そういった意味では、ぜひ最低限、この身分証明書の手数料ぐらいは村として助成すべきかなと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

各自治体でいろいろ取り組みされているというところがございます。その辺研究しながら、早急に取り組めるように西郷村でも検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 検討していきたいということですけども、実質この西郷村の公



公共交通、私もこの場所で何度も質問していますが、車を手放しちゃうともうどうしようもないと、買い物も病院も、どこにも行けないというようなことであります。よって、運転免許証を手放せないと、もう85歳でも90歳でも乗っている方がいますので、皆さんもそういった方を見ていると思いますけれども、一旦事故が起きちゃうと、一人だけの犠牲には済まないということになりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

今お話ししましたけれども、これまで、交通弱者に対する地方公共交通のあり方としてデマンド型乗合タクシーの実施を求めてきましたが、デマンド型乗合タクシーを実施することで免許証の自主返還される方、また、村では高齢者外出支援事業ということで、65歳以上の外出困難な方々に、1人につき週1回、買い物か病院、どちらか1回ですけれども、送迎支援事業を行っております。この登録者も毎年増加しています。

高齢化がますます進む中で、こういった方が増えていくことが当然予想されます。高齢者外出支援事業、平成28年度は192名、1,591万4,000円支出しております。利便性のある乗合タクシーにすることで、この事業にも対応できるのではないのでしょうか。ぜひ検討していただきたいと思いますが、回答をお願いします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

村では昨年度策定いたしました西郷村地域公共交通網形成計画、これにおきまして、交通弱者に配慮した公共交通網の構築を目標として掲げております。より多くの方に利用しやすい交通環境を構築できるように、次年度は地域公共交通網再編計画を策定し、二、三年を目途に、デマンド交通を含めた新たな公共交通ネットワークを構築してまいりたいと考えております。

先ほど議員からご指摘がありました外出支援、そういったことも含めて、トータルで検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。ぜひ1年でも早く、交通弱者に対しての公共交通を検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。

1つ目として、放課後児童クラブの状況と運営についてお伺いいたします。

放課後児童クラブは、子どもたちの放課後を安全に健全に過ごす居場所として、大きな役割を果たしております。保育所と同じく、働く親のためにつくられた施設のため、学童保育とも言われております。

2015年4月から子ども・子育て支援新制度が実施され、児童クラブの対象年齢が小学校6年生まで引き上げられました。近年の厳しい生活環境の中、また、子どもの貧困が叫ばれる中、クラブに通いたい子どもたちが、経済的理由によって通えない

子どもたちもいると聞いております。

村内には5か所の放課後児童クラブがありますが、現況をお聞かせください。また、指導員の体制もあわせてお聞きします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 質問第3、子育て支援について。児童クラブの状況ということでありますので、お答えを申し上げます。

まず、児童クラブの利用状況でございますが、現在、村全体で361名の児童が各児童館、児童クラブを利用しています。村内5つの小学校の9月1日現在の児童数1,080名に占める利用者の割合ということで申し上げますと、33.4%ということで、小学生の3人に1人が児童館、児童クラブを利用しているという状況でございます。

ちなみに、学校別の利用者数と利用割合を申し上げますと、熊倉小学校112名、31.9%、小田倉小学校146名、35.1%、米小学校57名、26.1%、羽太小学校26名、39.4%、川谷小学校20名、69.0%というふうになっております。

また、これらの利用者の学年別の利用状況でございますが、1年生が98名で全体の49.5%、それから2年生90名、49.2%、3年生81名、45.3%、4年生54名、30.2%、5年生22名、12.5%、6年生16名、9.7%となっております。1年生、2年生、3年生で約5割のお子さんが児童館、児童クラブを利用しているということでございます。4年生で約3割、5年生、6年生で約1割の児童が児童館を利用しているというような状況となっております。

あと、児童館の運営に携わっているスタッフということでございますが、現在、先ほど議員5つということでございましたけれども、村立4施設でのスタッフ数でお答えしますと、館長を含め25名のスタッフにより運営を行っているという状況でございます。熊倉児童館、小田倉児童館には、館長を単独で配置してございまして、米児童クラブでは羽太児童クラブとの兼務ということで館長を配置しております。その他、放課後児童支援員あるいは補助員ということで、22名のスタッフが業務に従事しているというような状態でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 指導員に対しては専門資格、放課後児童支援員が新しく創設されております。児童クラブに2人以上の資格を持った指導員を配置することが義務づけられましたが、これは満たされているのか。

また、児童の対象年齢が小学6年生まで引き上げられたことにより、待機児童はいないのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをいたします。

今、議員ご指摘のとおり、平成27年度より40名の児童を支援の単位といたしまして、その単位ごとに放課後児童支援員を2名以上配置しなければならないというこ

とになっています。その2名のうち1名は、保育士、教員等の資格を有する方や実務経験を有する方で、県が実施します研修を修了した有資格者でなければならないということになっております。

現在の児童クラブの有資格者の状況を申し上げますと、22名のスタッフのうち、保育士、幼稚園教諭、教員等の資格を有する方が10名、それらの資格を有しない方が12名となっております。その22名のうち、県が実施する研修を修了した放課後児童支援有資格者という方は7名ということになっています。

こちらの制度、平成32年まで経過措置期間というものが設けられておりますので、それまでにこの要件を満たすよう、有資格者の養成を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ちょっと確認したいんですけども、有資格者が10名で、ほかは12名ということで、有資格者、県などへ行って研修すると思うんですけども、これが7名ということは、この有資格者10名の中に7名が入っているんですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

ただいま、ちょっとわかりづらい表現で、大変申しわけありませんでした。いわゆる県が定める放課後児童支援員有資格者というのは、その有資格者になるための要件として、保育士、それから教員等の資格のある方、あるいはそういった資格がなくても実務経験のある方が、県の定める研修を受ければ有資格者になるという意味でございまして、先ほど言った12名というのは、県のいわゆる研修を受けた方ではなくて、教員免許等、あるいは保育士等の免許を持っている方という意味で申し上げました。

それで、実際の放課後児童支援員の有資格者といいますと、それらの方で県の研修を終わった方ということで、7名ということになります。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これは、有資格者の資格を取るまでは猶予があるということで理解しますが、最終的には全員この資格を持たないと対応できないということになると思います。ただ、これ、パートとかそういった方が従事しているので、そういった意味では、かわるごとにこういった資格を取りに行ってもらわなくちゃいけないということですが、パートさんの勤務年数とか、わからないですか。どのぐらい平均で、何年ぐらいでかわっちゃうやつ、わかればお願いしたいです。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

すみません。手元にちょっと詳しい資料がなくて、確定的なお話ができないんですけども、長い方ですと、もうかなり長くやっただいている方、あとはそれ以外の資格の、先ほど言ったいわゆる教員免許や保育士等の資格のない方というのは、これまでいわゆる臨時職員というようなことで、3年をめどに交代というふうなことを

考えていたんですが、やはりなかなか最近是人材不足ということもあって、特例でそういう方の期間を延ばしているような状況でもございますので、詳しく全体の経験年数等、ただいまちょっと手元に資料がございませんので、申し上げることができません。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 臨時職員で3年間の期限付きだということなので、こういったところも資格者が必要となる以上は、3年で退職してもらおうということになると、大変な事態になるのかなと思いますので、その辺の検討もしていただきたいと思います。

それと、小田倉と熊倉は児童館ですが、ほかは児童クラブということで、運営としているというか、補助金の関係もあって、この児童館として建設したというところもあると思いますけれども、児童館の場合は、登録していなくても自由に来て遊ぶことができるということですが、こういった児童館、児童クラブに登録してない子どもたちがどのぐらいの人数で来ているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

児童館、熊倉児童館と小田倉児童館がございまして、昨年度の実績で申し上げますと、熊倉児童館の自由来館の実績は、年間で延べ人数228名ということでございます。主な利用者ということでございますが、児童クラブに未登録の小学生、それから中学生の利用も、少ないですが2名ありました。また、小田倉児童館につきましては、自由来館実績が年間延べ人数102名ということになっています。こちらの利用者は、全て児童クラブに未登録の小学生の利用ということでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この未登録者の来館、自由来館というんでしょうけれども、この辺がやっぱり一番問題になるのかなと思います。この後ちょっと質問にありますけれども、結局、生活困窮者というか、月5,000円かかるわけですよ。使用料が3,000円、おやつ代が2,000円ということで、このお金がやっぱり大変なお金になるので、登録しないで、自由に行って、そこで遊んでお母さんを待つということが、児童館の場合がなされています。

実際に今、課長が言われたとおり、熊倉で228名ですか、小田倉で102名、こういった子どもが参加していると。そうすると、未登録なことなので、指導員のほうもなかなか目をつけていられないというか、児童クラブに登録してあれば、そういった面倒なり目が届くと思うんですけれども、なかなかそれが届かないと。

こういった話があるんです。結局、登録していれば、当然お金も払っているんで、おやつ時間になると、みんなおやつ時間で館内に入っていきます。ところが、外で一緒に遊んでいた子ども、未登録の子どもですけれども、そういった子どもはそこに残り残されてしまうというような、本当に何というかな、痛ましいというか、そういった思いをさせて、遊んでいる子どもも実際にいます。お話も聞いていますけれど

も、そういったことをなくすのが本当に子育て支援になるのかなと思います。

それで、お伺いしますけれども、この利用料金についてお伺いしますけれども、今、私申しましたように、月額負担金が3,000円、同一世帯の2人目は2,000円、3人目は1,000円ということで、村では実施していると思います。さらには、おやつ代が月2,000円、保護者会費が5,000円ということで間違いはないと思うんですけども、この利用料金については、各自治体で相当金額の格差が出ていると思うんですけども、同世帯の2人目は半額にしているところ、3人目は無料にしているところと。また、ひとり親世帯や生活保護世帯、住民税非課税世帯等に対して減免措置を行っている自治体もあります。

村として、今のところこういった助成制度というか、やっているのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをいたします。

減免についてやっているのかということでございますが、村の減免規定としましては、生活保護法による保護を受けている世帯の方、それから震災、火災等により現に居住する家屋等に被害を受けた世帯、また、それらと同等と認められる世帯などに対しては減免を認めるということになっておりますので、そういった方々を対象にした減免規定はございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 生活保護世帯の子どもたちと災害とかに遭われた子どもたちだけということなんでしょうけれども、村では保険料も今、1人目は全額というか、2人目は半額、3人目は無料ということで対応しているので、ぜひ村としてもこういったことを加味して、1人目3,000円ですけれども、2人目半額と、3人目は無料ということで対応できないのかなと思うんですけども、これ、以前は無料でやっていた時代もあるんですよ。やっぱり、なかなかね、ひとり親が今相当増えてきています。

そういった意味では、この辺の減免もしてあげないと、本当に子育て支援にならないのかなと思いますので、ぜひ、せめて生活保護世帯、これ準要保護も入っているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをいたします。

ちょっと今、確認ができないんですけども、生活保護法による保護を受けている世帯と、減免の事由の3番目にその他それらと同等と認められる世帯というようなことがありますので、現にそういう方がいらっしゃるかどうかは、ちょっと今確定的なことを申し上げられませんけれども、もしこの減免規定に照らし合わせて、生活保護世帯と変わらないというふうに認められれば減免の対象になるというふうには考えています。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今、はっきりしたことはわからないというような回答ですけども、これはぜひね、生活保護と準要保護ですか、生活保護に準じる方も相当いると思うんですよ。実際問題、生活保護というのはあまり少なく、準要保護を受けている方が多いですね。そういった意味では、こういった子どもたちもやっぱり放課後、お母さんが一生懸命仕事して生活を立てているので、安心して働ける、そういった体制をとっていただきたいと思います。

さらに、金額の面でちょっとお答えにならなかったのかなと思うんですけども、西郷では先ほど言ったとおり3,000円、2人目が2,000円、3人目が1,000円ということなので、ぜひこれ、せめて2人目は半額、3人目は無料というようなことで考えていただきたいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 児童館を通じて子育ての支援どうしていくかということで、総論は同じ考えであります。基本的には、できれば少子高齢化の対策自体は、教育も給食も保育所も全部無料というふうになるように考えています。ただ、西郷村がどの時点は今走っているのかというふうになりますと、その制度については国が追っかけてくるだろうと、そういう読みであります。

これまで、医療費の無料化とか給食の問題が出てきましたが、これも当然、国が追いついてきて、今、西郷村が一般財源でやっているものが全部国費になるということを目指しています。ただ、今の時点では、今回の解散のお話が出てきましたが、2%の消費税上げる。そもそもあの消費税は、3分の2は財政の再建であって、3分の1が社会保障費でということでありましたが、今回少し変わるようであります。

やはり、今の状況では、なかなかそう簡単には追いつくスピードが速くないと、そう見ざるを得ない。よって、今、基本的にはそういう方向では進みたいということですが、1回始まりますと、これはそう簡単には、今年ではできた、来年できないというわけにいきませんので、慎重に対応しますが、基本的にはやっぱり子育ては全部無料になるといったほうが私も望ましいと思っておりますので、それは順次考えていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 国がやらないから、今、全国の自治体で、本当は財政厳しい中でみんな子育て支援をやっているわけでしょう、少子化対策として。だから、そういったことを村長には、やっぱり村の長としての考えを、子どもをどう育てていくかという観点で答弁していただきたいし、消費税にしても、今まで消費税は福祉に使う、使うと言っていて、実際はもうこの消費税、大企業の減税に回っているわけですよ。当然、新聞なんか見ていると知っていると思うんですけども。

そういったことで、国なんかまともなこと言ってないんですよ、口先だけで。（不規則発言あり）いいえ、そうだと思うよ。じゃなかったら、こんなに苦しい思いしてないですよ、どこの自治体も。厳しい財政の中で、みんなやっているんですよ。

ある人は、ここの村では子ども医療費とかなんか安くやれるのに、隣に行くとそう

いう補助もないみたいだということを言いますけれども、それは各自治体でどういった政策をとるかによって、村の子どもたちをどうしていきたいかという考えのもとにみんなやっているわけですよ。村長が言うように、本当に国で何でもやってくれるんだったら、それはそんないいことはないんですけれども、実際はそんなことないでしょう。

村長、16年村長やっていますけれども、そういうところなんか全然ないわけですよ。（不規則発言あり）少なからず交付金としてきますけれども、じゃあ、その名目された国でやった交付金、その交付金をそのまま使っているかといったら、使ってないわけですよ、厳しいものがあって。あっちへ回ったりするわけですよ、今、一括交付金で来ますので。国ではこういうことをやっているけれども、自治体ではその金はやっているところもあるけれども、やっていないところもあるということで、私もこういう質問しているんですよ。

じゃあ、この村の子どもはやっぱりこの村で守って行って、少子化対策もしていかなくちゃいけないということで、私はこういった質問しているんですけれども、私たちの仕事の役目は何ですかって、福祉の向上に、私ら議員も含めて、みんなそういう気持ちでこの地方行政をやっているわけでしょう。

だから、村長の答弁を見ると、いつもそんな話ばかり、世界があそこがこうこう、国が予算つけてない、それまで待ってしましようとか、そしたらどうなっちゃうんですか、この少子化問題。各自治体でやっぱり頑張っていて、そういった子育て支援、実際にもういなくなるんですよ、子どもは。みんな過疎になっちゃうんです、この西郷。だから、そういった観点で答弁していただきたいと思います。

そういった点では白河だって、白河は今、私が言った3,000円の、次は半額、3人目は無料という形で、もう当然実施をしているんです。みんな違いますね、中島も矢吹も、みんな違うんですよ。それは、どれだけ思い入れがあって、自分たちのまちの子どもたちを支援してやっていくかということ、それは長にかかっていると思うんです、私は。全て職員がやれるわけじゃないんですから、こういったこと。長の判断でできることなんです。この村の予算をどう使うかということ。

そういった意味では、ぜひ村長にも、まだこれからやるかどうか、ちょっとわからないんですけれども、今までも何回も質問していますけれども、なかなかそれが実施に移らないで、検討していくと。検討して、じゃあその検討したのかということ、その検討した形跡もわからないと。各課長に聞きますと、そんな話終わりだよと。ここで一般質問して、聞きっ放しだよと。じゃあ、私たちは一生懸命やって、村長にこうした質問しているのに、それはそれで終わり、議会が終わったら何もない。それではやっぱり何のために議会はあるんだということになっちゃうんじゃないですか。

ぜひ本当に、午前中もありましたけれども、村長は本当に村の長として、どこに足を置いて行政をやるかということ、やっぱり考えてやっていただきたいと思います。

それと、児童館にAEDが設置されていると思いますけれども、この救急救命講習会などは実施しているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

AEDの研修を行っているかということでございますが、導入当初に行ったというふうなことは聞いておりますが、その後、スタッフ等も毎年若干ずつかわったり、そういうこともございますので、なお、今後、自主研修的な、スキルアップの研修の一環としてそういったものを取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） AEDが設置された当時はやったかもしれないんだよね、これもね、確認したかどうかかわからないですけども。このAEDなりは、音声ガイダンスになってありますが、やっぱり何か事故が起きると、騒然とした雰囲気や気が転倒している中で、なかなかこれが即実施できるかという点、私は大変難しいのかなと思います。

今、どこの児童館でも児童クラブでも、AEDの講習というか、心肺蘇生も含めて、救急救命講習を行っているんですね。定期的に行っているところもあります。年に1回とかね。そういった意味では、何が起こるかかわからないので、ぜひこういった講習をしていただきたいと思います。これは、消防署に連絡すれば、いつでも、どこでも講習していただけるので、ぜひお願いしたいなと思います。

あと、これ、最近子どもたちにも救急救命講習ですか、そういったことも実施しておりますので、あわせて子どもたちにも、意外とやっぱり子どもたちって覚えるのも早いし、そういうのをやると、こういった講習証明書というか、そういうのが出るので、ぜひ子どもたちもそういうのをもらおうと喜ぶのかなと思いますので、ぜひ定期的にできれば実施していただきたいと思います。

あと、救命講習会やると、保育園で想定されるけがとか、いろんな病気ありますよね、子ども。そういった救命のやり方というか、そういうことも講習で教えてくれるというので、ぜひ実施していただきたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

次に、子育て支援の2つ目として、子どもの貧困対策についてお伺いいたします。

今、貧困と格差が一層拡大している中で、子どもの貧困は社会問題となっています。子どもの貧困率は16.3%と、6人に1人へと増え続けています。この問題については、これまでも何度か質問してきました。また、前回の定例会では、4番議員からも一般質問で取り上げられております。

平成25年度に子どもの貧困対策の推進に関する法律が全会一致で成立しました。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが穏やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し基本理念を定め、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることのないように、国・県・自治体が一体となり、子どもの貧困対策を推進している法律です。

法律ができて既に4年がたちました。自治体の責務として、貧困に関する実態調査、



研究、情報の提供等を実施することが明記されております。

県では昨年、アンケート調査を実施し、今年6月に公表されましたが、きめ細やかな情報を得るためには、市町村単位で調査を実施しなければ、貧困の状況の把握と手当てができません。

6月の定例会では、具体的な調査を進めるとのことでしたが、その後、計画は進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

子どもの貧困の調査ということでございますが、県では子どもの貧困対策としてアンケート調査を実施しております。その結果、貧困対策としてどのような施策をそういった方々が希望しているか等の把握を行っているというふう聞いております。

現在、村のほうで実態を把握するのに、こういった方法で、また、こういった方々を対象に行えばいいのかというようなことで検討している段階でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） まだ検討をしている段階ということですが、隣の矢吹町では昨年度に行っているんですよね。とりあえずアンケート調査ということで、ここに詳しく載っておりますけれども、こういったことを参考にしながら、やっぱり早急にやるべきじゃないんですかね。

ただ見守っていて、学校で見守っている、外から見守っているだけでは、本当に貧困ということがつかめない。前、何年前、2年前だか、私ここで発言しましたがけれども、本当に2日もご飯食べてないから、何か食べさせてくださいっていう子どもが実際にいたんですよ。それは外見じゃわからないんですよね。内面まで入ってやるのには、やっぱり保護者も含めたアンケート調査を早急にやって、少しでも村に貧困の子どもたちはいるかどうかを確認しなければいけないのかなと思います。

村長も、前回の4番議員の質問に対しては、調査をやらなければ実態はわからないと、ぜひ早急に実施をしてやっていきたいというような回答でしたので、これは早急に実施していただきたいと思います。

それと、教育長にちょっとお伺いしたいんですけれども、地域学校協働活動事業ということが6月の議会の中で、補正の中に上げられて、2学期から実施していきたいんだというような回答でしたけれども、これは今、具体的にどうなっているんでしょうか、進んでいるんでしょうか。

#### ◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

#### ◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。7番藤田節夫君の一般質問に対する答弁を求めます。教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 7番藤田議員のご質問にお答えいたします。

補正で上げさせていただき、認めていただきました地域学校協働事業という事業の中で、学習支援の面に関して環境を整えてまいりましたが、9月に入りまして、西郷第一中学校区において実施をスタートしております。場所は、熊倉小学校、米小学校、羽太小学校、それから西郷第一中学校の生徒を対象にしておりますが、熊倉と米、それから中学校の生徒を対象とした教室がスタートしておりまして、熊倉は9月7日から始めました。今現在、学習支援の教室のほうの受講者といえますか、熊倉小学校は12名、米小学校が6名、中学生は現在4名です。中学生に関しては、土曜日に午前中、文化センターの教室を使って学習支援を行っているところです。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 既にもう実施をしているということです。これは指導者というか、教員というか、ボランティアなのか、誰がこれを指導しているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

この学習支援に対しての指導者といえますか、二通りあるんですが、いわゆる中心になって指導する人は有資格者であります。現在、指導に当たっていただいておりますのは、塾の講師であります。あと、一般からサポーターとして1名、これはいわゆるそういう講師とかではないんですが、有償ボランティアなんです。1名のサポーターを今お願いしているところです。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 1名の塾の講師ということ。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 私の説明の仕方がまずくて、すみませんでした。

いわゆる塾の講師として、学習指導者としてお願いしている方が6名、そのほかに一般の保護者といえますか、地域の方でサポーターとして1名、合計7名で当たっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これ、どのようにして募集しているんですか、生徒の募集の仕方ですね。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 実施に合わせまして、各学校を通して希望者を募集しまして、それで希望してきた子どもたちを対象にしているということです。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 小学生の部分はあれですけども、中学生4名いらっしゃるということですけども、これ、どんな子どもさんなのかちょっとわからないんですけども、塾の講師ということで、高校受験のためのことにはなっていない、その辺のち

よっと詳しいことがわかれば。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

子どもたちの、どういう子どもたちというのはちょっと難しいんですが、中学生に関しては一応3年生ということで、そもそもこの学習支援については、子育て支援の側面も当然ありまして、塾等に通えないといいますが、行っていない子ども、学校以外で学習の機会を提供するというところの趣旨でありますので、そういう子どもたちが希望してくれているものと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これは、1つは貧困対策の中にも含まれておりますので、そういった意味では、進めていっていただきたいなと思います。ただ、教育長あたりか、指導主事になるかわからないんですけども、チェックを入れながら、どういった子どもが多いのかね。そしてまた、中を見て、このような子どももいるけれどもという、先生も含めるんでしょうけれども、そういった意味では、今言われたように塾に通えない、そういった子ども、一人親が多いと。中学校だと、約2割ぐらいがひとり親だと聞いていますので、そういった意味では、そういった子どもたちの様子を見ながら、こういったところに参加をして、学習の指導や何かをやっていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

子育て支援の3つ目ですけども、学校給食費の無料化についてということで、これは何度も私ここで質問しております。

平成28年度からですか、小・中学校に在籍する児童・生徒が3人いる世帯で、第3子以降の給食費を無料化にしているところですけども、これは多子家庭世帯につきましては負担が軽くなり、喜ばれております。実際の子育て支援にはなっていないのが現状かなと私は思っております。子育て支援は、子育てをしているどの世帯にも支援が行き届くような援助が必要ではないでしょうか。

給食は、子どものセーフティネットの役割も果たしています。経済的な理由で、さまざまな家庭状況で、給食費を払えない家庭が増えているとも聞いております。学校給食は、学校教育の一環です。無償化することで、全ての子どもたちが生き生きと学校生活を過ごすことができます。また、子どもの貧困対策にも大きな役割を果たします。子どもたちの学校生活に格差が生じないように、親の経済状況に左右されず、食育を通じ、穏やかな成長を村として保障するべきではないでしょうか。給食費の無料化は喫緊の課題となっていると思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 給食費の無料化についてのおただしにお答えいたします。

給食費に関しましては、今、議員のお話にあったとおり、義務教育以内に第3子がいる子どもたちについての無料化を図ってきたところですが、そのほかの子どもたち全てとなりますと、平成28年度でいきますと、給食費の負担総額は約9,500万

円です。大体それに対して、村からはマクロビ給食実施に関しての500万円の補助をいただいております、約1億円ですか、経費がかかるというふうに考えております。

先ほど村長のお話にもありましたが、子どものいわゆる教育関係のものについては無料ということにこしたことはないというようなお話もありましたが、これに関しましては、やはり村の財政状況とか国の子育て支援の動向とかを見守りながら、よりよい方向に向かって検討をしていきたいと思っておりますが、ここですぐにとかというお話はちょっとできないんですけれども、方向性としてそういうふうになっていくのではないかということは、村長さんのお話の中にもあったのかなと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） なかなかすぐには難しいという答弁ですけれども、実際にもう、ご存じだと思いますけれども、大田原市などはもう既に10年近く、全生徒無料化になっているし、大子町なんかもそうですし、県内においても来年度からかな、田村市が、市長選挙かな、そこで学校給食の無料化を訴えた人が当選して、来年度から実施していきたいというようなことも聞いております。

さらに、東白川地区を中心に、全額まではいかないとしても、半額だったり、3割補助だったりしているところが今増えてきています。県内でも16市町村ですか、何らかの補助を出していますので、それはお金がかかると言えますけれども、先ほども申しましたけれども、やっぱり今少子化で、子どもをどうしていくか、また、親御さんしても大変厳しい経済状況の中で、そういったことはやっぱり村の財産というか、村の税金はやっぱり子どもたちに手当てをしていかないと、これからはちょっと難しいのかなと、子育て支援、みんなで子どもを育てていく村づくり、そういった意味では、ぜひそういったことも考えていただいて、全額じゃなくともですよ。やっぱり2割、3割というような、一気に全額というとなりにくいでしょうから、そういった意味では、そういったことを考慮してやっていきたいと思っておりますけれども、もう一度お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 今、各市町村での取り組みについても、教育委員会でも実態を調べたりしております。これにつきましては、本当に先ほどからお話が出ているとおり、教育関係についての無料化の方向性はあると思っておりますので、どういう方法がとれるか、やはり財政当局とも相談しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 学校の義務教育の無償ということですとずっとたわわっておりますけれども、結局はこれ、教科書だけ無償化で、あとは全てお金がかかる。年間10万円から15万円かかると言われているんですけれども、その半分が給食費に当たっちゃうんですね。だから、そういった意味では、給食費は親にしてみれば大変な負担になるので、ぜひ本当に真剣に考えていただき、実施していただきたいと思っております。答弁は結構です。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、1番松田隆志君の一般質問を許します。1番松田隆志君。

◇ 1 番 松田隆志君

1. 定住自立圏構想について
2. 国民健康保険について

○ 1 番（松田隆志君） 1 番松田隆志です。通告に従い、質問をいたします。

まず、質問の 1 番目、定住自立圏構想についてであります。

平成の大合併終了直前の平成 20 年に総務省から発表された定住自立圏構想は、大都市圏に対する人口流出を抑制し、地方圏の活性化を推進する役割を持った地方政策であります。

人口減少かつ少子高齢化が進む社会において、もはや全てを満足される生活機能を整備することが困難になったという認識のもとで、中心市と周辺町村が圏域を形成し、中心市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能を整備して、周辺地域と連携交流することにより、定住自立圏を整備するというものでございます。

この構想は、新たな合併のステップなどと批判されたものの、広域市町村圏にかかわる広域的な枠組みであるというメッセージが込められていたと聞いております。

3 年前の平成 26 年 4 月 21 日の福島民報新聞によりますと、人口流出防止へ向けて、県南 9 市町村がしらかわ地域定住自立圏構想研究会を設立したとあります。そして翌年、平成 27 年 10 月 24 日付、同じく福島民報新聞によりますと、しらかわ定住自立圏推進協議会が設立され、協定書が締結されたとございます。この協定書につきましては、西郷村議会にも議案として提案されましたので、皆さんご存じのことと思います。

当時の新聞記事によると、「共生ビジョンを作成した地域では人口減少に歯止めがかかっている例もあり、具体的な施策を 1 つでも多く実現させたい」と、協議会の会長である白河市長のコメントがありました。

具体的な取り組みとして、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」を 3 本柱とし、平成 31 年度までの計画で、さまざまな施策を推進するとございます。この施策は、国で強力に推進しているようですか、その補助制度についてどのようなものなのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 1 番松田議員の質問の第 1、定住自立圏構想についてお答えいたします。

定住自立圏構想に関する財政支援でございますが、定住自立圏に関する取り組みを推進するため、定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業や、圏域住民への普及啓発に要する経費について、特別交付税措置を講じるとされております。具体的には、近隣市町村に対しまして 1,500 万円、中心市は近隣市町村の人口、面積、協定市町村数を勘案して、8,500 万円程度措置されます。

その他、定住自立圏推進事業に対して地域活性化事業債の借り入れができることや、共生ビジョンに基づく取り組みの推進のため、関係各省による事業の優先採択などの支援が講じられております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） 了解いたしました。

総務省の資料によりますと、協定書で規定する取り組みとして、今、課長が申された事業の中で、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」とありますが、生活機能の強化の中でも医療、福祉、教育、土地利用、産業振興など9項目、結びつきやネットワーク強化、圏域マネジメントの強化においても、それぞれ7項目のメニューがございます。

協定書が締結されて今年で2年が経過したわけですが、圏域内でこの2年間、どのような事業が具体的に実施されてきたのか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

具体的に実施している主な事業といたしましては、生活機能の強化に係る政策分野では、小児平日・夜間救急医療や在宅当番医制度など地域医療体制の維持や、第2次救急医療体制確保による救急医療体制の維持、それから広域で認定審査会を実施するなど介護保険事業の運営の効率化などの高齢者福祉サービスの充実、さらには他市町村の保育園などと連携する子どもの広域入所等の子育て支援に関する事業を実施しております。

また、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、婚活支援の事業といたしまして、ふれあいの場創出事業などを実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） 了解いたしました。

次に、西郷村は、白河市とどのようなメニューを計画し、また執行するのか、実施した内容についてもございましたらお伺いします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

これから事業を起こそうとしているものは、構成市町村の担当者等で部会を開催し、事業実施に向けて協議を行っております。平成28年度に協議が調った消費生活相談センター設置運営事業につきましては、今年の5月10日に白河市役所内に開設されたしらかわ地域消費生活相談センターで相談の受付が始まりました。また、現在は、病児・病後児保育事業や特産品開発事業など協議を重ねておりますので、ご理解くださいようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） 了解いたしました。

定住自立圏構想が総務省より提唱されまして既に9年が経過し、この協定書が締結されてから2年間が経過したわけでございます。期限となる平成31年まではあとわずかです。

共生ビジョンの中でも、今ほど課長の答弁の中にありました消費生活相談センターなど、既に実現している事業があるようです。また、子どもの広域入所事業、施設の相互利用、図書館の相互利用事業、さらには文化会館の利用促進事業などは、住民にとって欠かせないものになりつつあると思います。

先週、同僚議員が一般質問の中で、定住自立圏構想に触れました。これは、今月4日の福島民友新聞の衆議院の選挙区区割り変更に関する記事で、西郷村は東白川郡と合わせた9市町村と同じ経済圏、生活圏で過ごしてきており、人口減少対策や地域振興で定住自立圏構想を推進してきたという記事が掲載されたということでございます。

さらに、先週、たまたま小学生の教科書を見て驚いたのですが、米小学校5年生の社会科の教科書の中に、定住自立圏構想の共生ビジョンについての記述がございました。これほど重要視され、注目されているこの構想を積極活用し、中心市の都市機能と周辺町村の農林業、自然環境などそれぞれの魅力を活用して、圏域全体で必要な生活機能を確保できるよう協力し合い、地方消滅と言われるこの時代を乗り切っていたきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

質問の2番、国民健康保険についてでございますが、私が通告した要旨の1番から4番までにつきましては、先ほど7番藤田議員の質問で十分に理解いたしました。質問が重複しますので、5番の保険料率の一本化についてのみお伺いしたいんですが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 了解します。

○1番（松田隆志君） それでは、国民健康保険は公的な医療保険の一つで、市町村が運営し、加入者は自営業者や非正規労働者、退職者などで構成し、国民の約3割が加入しています。もともと制度を支えてきた農林水産業や自営業者が減少する一方で、近年は医療費のかかる高齢者や失業者が増え、財政悪化が深刻になり、その財政悪化に歯止めをかけるべく至ったのが市町村より規模の大きな都道府県に運営を担わせることと聞いております。

来年の4月より運営主体が市町村から県に移行するわけですが、国民皆保険制度が確立した昭和36年以来、約50年ぶりの大改革であるということでございます。

今回の制度改正に当たりまして、県は国保料金を県内統一する方向で検討するということだそうでございます。これは、8月27日の福島民報のトップ記事にございましたので、ご存じのことと思います。

運営主体が県になるならば、どの市町村に住んでも、所得、世帯構成が同じならば同じ保険料にするべきだという考えのもとでございますが、保険料を統一すれば、医療費の高い市町村の負担を低い市町村がカバーすることになり、不公平だという意見もございます。この辺の考え方について、一本化された後の対応も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。



○福祉課長（真船 貞君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

保険料率の一本化ということでございますが、保険料率の一本化は、所得や年齢、世帯構成が同じ被保険者であれば、県内のどの市町村に住所を移しても同じ統一保険料となり、公平であるとの考え方がございます。が一方、議員ご指摘のとおり、市町村単位で見ますと、医療費が高い市町村の負担を低い市町村が負担するというようなことになるため、公平ではないという考え方も同時にございます。

そこで、国は、各市町村の医療費削減のための保健事業の推進や、医療費適正化のための取り組みに対し、保険者努力支援制度をスタートさせ、市町村間の医療費格差の解消のための施策を講じているところでありますが、こうした医療費水準の平準化こそが保険料の統一には不可欠のものと考えているところであります。

しかし、医療費水準の平準化は、現実的には簡単な問題ではございません。県内でも地域ごとの実情は異なり、医療機関の数や医師の数、医療レベル等に格差がございます。こうした格差のある中で、保険料率の一本化を進めることは、被保険者にとって公平なものとは考えられないということでございます。地域医療構想など県全体として取り組んでいくべき問題であり、統一保険料を目指すに当たっては、まだまだ多くの課題があると思っております。

県では、市町村や被保険者の意見を踏まえ、将来的に統一保険料を目指すということとしておりますが、保険料率の一本化に当たっては、本村が主張すべきことは強く主張し、被保険者に与える影響が最小限となるような合意形成を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

一本化された後の対応ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、一本化に当たっては、いわゆる医療費水準の平準化ということで、医療サービスの差がないような地域づくりというようなことが出てきますので、なかなか難しい問題であります。一本化されたときに、そういった問題がどの程度解消されているかということが現時点では推測ができませんので、今の時点でお答えをすることはできないというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） 了解いたしました。

一本化された後の対応については、まだよくわからないということで了解いたしました。

何が公平で、何が不公平かということになると、議論は尽きないわけでございます。そもそも国民皆保険という制度は、社会主義における典型的な制度であると言うような学者もおります。国民一人一人が自助努力で生きていくことを旨とする資本主義においては、想定されていない制度だということだそうでございます。

しかし、日本はこの制度を50年前に取り入れましたので、この制度が現在の日本の国家安定の礎になっているということは間違いのないことと思っております。

最後に、国保税の収納率について申し上げます。

先ほど藤田議員の質問の中でもありましたが、県は収納率を92%と見ているとい

うことをございます。県で配布しているパンフレットを見ますと、国保税の金額算定の例としまして挙げてあるのですが、例えば国保税として収納すべき金額が9億円であるとします。徴収率が90%だと8億1,000万円しか集まらず、採算が合いません。そこで、賦課すべき金額を1億円増やし、10億円を賦課します。そうすると、徴収率が90%でも、必要額である9億円を確保することができるということで、ここに書いてあります。つまり、増やした1億円は、優良納税者から徴収するわけです。本来なら国保税が年間9万円を済む世帯は、滞納者がいるために10万円を支払わなくてはならないというようなことになり、この賦課方式は今までどおり今後続けられるようですが、国保制度が相互扶助だとはいえ、悪質な滞納者は許さないという姿勢を持って、国保税の徴収に当たっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 答弁は。

○1番（松田隆志君） 結構です。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君の一般質問は終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時54分）